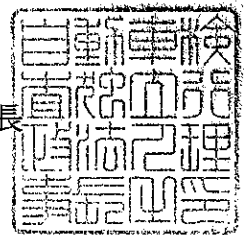




自業業第 112 号の 3  
平成 17 年 12 月 22 日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

自動車検査独立行政法人理事長



審査事務規程の一部改正について

自動車検査独立行政法人法（平成 11 年法律第 218 号）第 12 条第 1 項に基づき審査事務規程の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、別紙により各検査部長及び各事務所長あて通達したので、関係者に対して周知方をお願い致します。

新	旧
<p>1-3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。 ①～⑨ (略) ⑩ 「登録情報処理機関」とは、法第7条第4項の登録情報処理機関をいう。</p> <p>2-4 不適切な補修等 次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。 ①～⑦ (略) ⑧ 不点灯状態にある灯火(光源を取り付けていても点灯することができない灯火を備えた状態で指定自動車等を受けている灯火、速度表示装置及び⑦の灯火を除く。)であって、当該灯火に係る電球及びすべての配線が取り外されていないもの ⑨～⑩ (略)</p> <p>2-11 書面の提示等 2-11-2 完成検査終了証 (1) 法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって完成検査終了証の発行後9月を経過した自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、送付された資料を参考として審査するものとする。この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、これらの資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取り扱う。 (2) (1)の場合において、法第59条第4項又は施行規則第42条第2項の規定により、完成検査終了証に記載されるべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもち、完成検査終了証の提出に替えるときは、国から完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面の提示を受け、当該書面により確認するものとする。</p> <p>2-14 破壊試験 2-14-1 破壊試験 この規程に規定する衝撃等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するか</p>	<p>1-3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。 ①～⑨ (略)</p> <p>2-4 不適切な補修等 次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。 ①～⑦ (略) ⑧ 不点灯状態にある灯火(速度表示装置及び⑦の灯火を除く。)であって、当該灯火に係る電球及びすべての配線が取り外されていないもの ⑨～⑩ (略)</p> <p>2-11 書面の提示等 2-11-2 完成検査終了証 法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって完成検査終了証の発行後9月を経過した自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、送付された資料を参考として審査するものとする。この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、これらの資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取り扱う。</p> <p>2-14 破壊試験 2-14-1 破壊試験 この規程に規定する衝撃等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するか</p>

新旧対照表-1-

<p>どうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、4-13-1-3(1)、4-22-1-2(3)、4-24-1-2(2)並びに4-27-1(1)、(4)、(7)及び(11)に規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあつては、この限りでない。 ①、② (略)</p> <p>2-14-2 書面審査 4-13-1-3(1)、4-22-1-2(3)、4-24-1-2(2)並びに4-27-1(1)、(4)、(7)及び(12)②に規定する技術基準への適合性を書面により審査する場合は、次により行うものとする。 ①、② (略) ③ 書面の審査にあつては、次により判断すること。 ア ①アの書面 (略) イ ①ウの書面 (ア) 4-13-1-3(1) 試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、審査に係る自動車が4-13-1-3(2)①の規定(当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。 (イ) 4-22-1-2(3) 試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、審査に係る自動車が4-22-1-2(4)の規定(当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。 (ウ) 4-24-1-2(2) 試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、審査に係る自動車が4-24-1-2(3)の規定(当該規定中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。 (エ) 4-27-1(1) 試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、審査に係る自動車が4-27-1(2)の規定(当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。 (オ) 4-27-1(4) 試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、審査に係る自動車が4-27-1(5)の規定(当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。 (カ) 4-27-1(7) 試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、審査に係る自動車が4-27-1(8)の規定(当該規程中、「指定自動車等」と</p>	<p>どうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、4-22-1-2(3)、4-24-1-2(2)並びに4-27-1(1)、(7)及び(11)②に規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあつては、この限りでない。 ①、② (略)</p> <p>2-14-2 書面審査 4-22-1-2(4)②、4-24-1-2(3)②並びに4-27-1(2)②、(8)③及び(12)②に規定する技術基準への適合性を証する書面の審査は、次により行うものとする。 ①、② (略) ③ 書面の審査にあつては、次により判断すること。 ア ①アの書面について (略) イ ①ウの書面について (ア) 4-22-1-2(4)について 試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が4-22-1-2(4)①の規定(当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。 (イ) 4-24-1-2(3) 試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が4-24-1-2(3)①の規定(当該規定中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。 (ウ) 4-27-1(2)について 試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が4-27-1(2)①の規定(当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。 (エ) 4-27-1(8)について 試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が4-27-1(8)①の規定(当該規程中、「指定自動車</p>
--	--

新旧対照表-2-

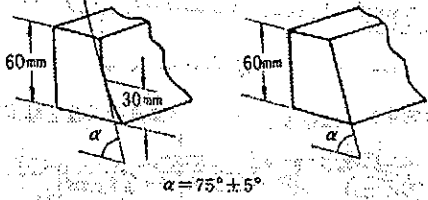
<p>あるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。</p> <p>(キ) 4-27-1 (12)</p> <p>試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、審査に係る自動車が4-27-1 (13)の規定(当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。</p> <p>3-3-15 備考欄</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2-14-1ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、次により判断を行った場合は、検査票2の備考欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>① 衝突時のかじ取装置の乗員保護に係る性能等に関し、4-13-1-3 (3)により判断を行った場合</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ オフセット衝突時の乗員保護に係る性能等に関し、4-27-1 (6)により判断を行った場合</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 歩行者保護に係る性能等に関し、4-27-1 (14)により判断を行った場合</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4-6 安定性</p> <p>4-6-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 空車状態において、自動車(二輪自動車及び被牽引自動車を除く。4-6-1において同じ。)を左側及び右側にそれぞれ35°(側車付二輪自動車にあっては25°、最高速度20km/h未満の自動車又は車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車にあっては30°)まで傾けた場合に転覆しないこと。この場合において、「左側及び右側に傾ける」とは、自動車の中心線に直角に左又は右に傾けることではなく、実際の転覆のおこる外側の前後車輪の接地点を結んだ線を軸として、その側に傾けることをいう。</p> <p>⑤、⑥ (略)</p>	<p>等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。</p> <p>(オ) 4-27-1 (12) について</p> <p>試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が4-27-1 (12) ①の規定(当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。)に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。</p> <p>3-3-15 備考欄</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2-14-1ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、次により判断を行った場合は、検査票2の備考欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 歩行者保護に係る性能等に関し、4-27-1 (13)により判断を行った場合</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4-6 安定性</p> <p>4-6-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 空車状態において、自動車(二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)を左側及び右側に、それぞれ35°(側車付二輪自動車にあっては25°、最高速度20km/h未満の自動車又は車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車にあっては30°)まで傾けた場合に転覆しないこと。この場合において、「左側及び右側に傾ける」とは、自動車の中心線に直角に左又は右に傾けることではなく、実際の転覆のおこる外側の前後車輪の接地点を結んだ線を軸として、その側に傾けることをいう。</p> <p>⑤、⑥ (略)</p>
---	---

新旧対照表-3-

<p>(2) (略)</p> <p>(3) (1)④の規定は、自動車を左側及び右側に傾けたときに自動車が転覆しない最大の角度(「最大安定傾斜角度」という。4-6-1において同じ。)を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。</p> <p>ただし、理事長が指定する自動車にあっては、①により計測した値とするものとする。</p> <p>① 傾斜角度測定機により計測する場合</p> <p>ア 測定条件</p> <p>(7) 測定する自動車は、空車状態とする。</p> <p>(7) 測定する自動車のタイヤの空気圧は、指定された値とする。</p> <p>(9) 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準(中立)の位置とする。</p> <p>ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最低となる位置と最高となる位置の中間の位置とする。</p> <p>(4) 空気ばね装置を有する自動車にあっては、レベリングバルブが作動しない状態とする。</p> <p>(5) 測定する自動車は、一時的に安定性を増大させることを目的として荷重を取り付け、又は輪距を変更する等の措置が施されていない状態とする。</p> <p>(6) 車輪自動昇降装置付きの自動車にあっては、車輪を上昇させた状態とする。</p> <p>イ 測定方法</p> <p>(7) 測定する自動車について、左側又は右側の前後車輪の最外側輪の外側面を傾斜角度測定機の車輪止め(測定車両を傾斜させた際に車両の横滑りを防止するために踏板の側面に設けた車輪止めをいう。4-6-1において同じ。)に接して傾斜させたとき、反対側の全ての車輪が当該測定機の踏板を離れる瞬間において踏板が水平面となす角度(単位は度(°)とし1°未満は切り捨てる。4-6-1において同じ。)を計測し、当該角度を最大安定傾斜角度とする。</p> <p>ただし、踏板が水平面となす角度が35°(側車付二輪自動車にあっては25°、最高速度20km/h未満の自動車又は車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車にあっては30°)に達したときに、反対側の車輪の一部が踏板に接地していれば、当該自動車の最大安定傾斜角度は「35°(側車付二輪自動車にあっては25°、最高速度20km/h未満の自動車又は車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車にあっては30°)以上」とすることができる。</p> <p>(4) (7)の場合において、傾斜角度測定機の車輪止めは、次の図のうち何れかの形状によるものとする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 最大安定傾斜角度は、次により計測又は算出した値とする。</p> <p>① 傾斜角度測定機を用いて計測する場合にあっては、右側又は左側の前後車輪の外側面を傾斜角度測定機の車輪止めに接して被測定車を傾斜させたとき、反対側のすべての車輪が測定機の踏板を離れる瞬間における、踏板が水平面となす角度(単位は度(°)とし1°未満は切り捨てる。以下本章において同じ。)</p> <p>なお、空気ばね装置を有する自動車にあっては、レベリングバルブが作動しない状態にして計測を行う。</p> <p>この場合において、車輪止めの形状は次図のうち何れかによるものを使用することとし、被測定車は安定性を増大させることを目的として臨時的に荷重を取り付け、又は輪距を変更する等の措置が施されていない。</p>
--	--

新旧対照表-4-

(図)



(6) 自動車の前後車輪の最外側輪と傾斜角度測定機の車輪止めは次の図のように接するよう配置し、測定するものとする。

(図)



② 傾斜角度計算により算出する場合

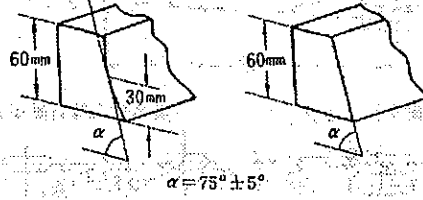
次に掲げる計算方法により算出した値（重心高の算出をア(イ)の方法による場合は、算出した値から5°を減じた値）を最大安定傾斜角度とする。

この場合において、重心高をア(イ)の方法によって算出した結果、当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が設計時の車両重量と±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあつては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該計算方法により算出した値を無効とする。

ア 重心高の算出

(7) 自動車の水平状態と傾斜状態における接地する輪荷重を測定して算出する

(図)



また、自動車の前後車輪の最外側輪と傾斜角度測定機の踏板との接し方は、次の図によるものとする。

(図)



② 傾斜角度測定機を用いない場合にあつては、次により重心高及び安定幅を求め、それにより算出した値

ア 重心高の算出(算式)

場合(前輪揚程法)

(算式 略)

(イ) 自動車の部分ごとの重心位置を既知として算出する場合(モーメント法)

$$H = \frac{W_1 \cdot Z_1 + W_2 \cdot Z_2 + W_3 \cdot Z_3 + \dots + W_n \cdot Z_n}{W}$$

ただし

- H : 重心高
- $W_1, W_2, W_3, \dots, W_n$  : 第1~n番目の部分の重量
- $Z_1, Z_2, Z_3, \dots, Z_n$  : 第1~n番目の部分の重心位置の垂直方向の距離(車軸自動昇降装置付きの自動車については、車軸を上昇させた状態における距離)
- W : 設計時の車両重量

イ(略)

ウ 最大安定傾斜角度の算出

(算式)

$$\text{右側 } \beta = \tan^{-1} \frac{Br}{H}$$

$$\text{左側 } \beta = \tan^{-1} \frac{Bl}{H}$$

ただし

- $\beta$  : 最大安定傾斜角度
- H : 重心高
- Br : 右側安定幅
- Bl : 左側安定幅

③ 最大安定傾斜角度実測書により算出する場合

ア 傾斜角度測定機を有し、かつ、能力を有する者が①の測定条件及び測定方法(①イ(7)ただし書を除く。)により計測したときの値を記載した書面(最大安定傾斜角度実測書)により算出した値を最大安定傾斜角度とする。

この場合において、イ(7)の車両重量と当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg(普通自動車及び大型特殊自動車にあつては±100kg)の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書に

(算式 略)

イ(略)

ウ 最大安定傾斜角度の算出

(算式)

$$\text{右側 } \tan \beta = Br / H$$

$$\text{左側 } \tan \beta = Bl / H$$

ただし

- $\beta$  : 最大安定傾斜角度
- H : 重心高
- Br : 右側安定幅
- Bl : 左側安定幅

③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態において①又は②に準じて測定又は算出するものとする。

より算定した値を無効とする。

イ アの場合において、最大安定傾斜角度実測書には、次に掲げる事項が記載されたものであること。

(7) 計測を行った自動車の車名、型式、車台番号又はシリアル番号、車両重量及び最大安定傾斜角度計測値

(4) 最大安定傾斜角度の測定を行った者の氏名又は名称、測定場所及び測定日

(4) 次に掲げる自動車（理事長が指定する自動車を除く。）にあつては、(1)④の規定に関し、(3)の規程にかかわらず、視認その他適切な方法により審査することができる。

ただし、イに掲げる自動車にあつては、同一の受検者により同一の事務所等に申請された場合に限る。

ア 次のいずれかに該当する自動車

(7) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの

(4) 指定自動車等を基本として、リヤリフトゲートの装備、燃料タンクの増設、荷台床面の鉄板の装備、バケットの変更、その他の改造（重心高が著しく高くなるものを除く。）を行ったもの

(9) (7)及び(4)以外の自動車であつて、車体の形状が箱型、幌型、ステーションワゴン、ピックアップ、ボンネット、キャブオーバ、トラクタ又はダンプのいずれかであるもの

ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる架装を行った自動車を除く。

イ (3)①により計測した結果、基準に適合していることが確認された自動車と同一と認められる自動車

4-13 かじ取装置

4-13-1 性能要件

4-13-1-1 テスタ等による審査  
(略)

4-13-1-2 視認等による審査  
(略)

4-13-1-3 書面等による審査

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第11条第2項関係、細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係）

① 車ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のもの

② ①の自動車の形状に類する自動車

4-13 かじ取装置

4-13-1 性能要件

4-13-1-1 テスタ等による審査  
(略)

4-13-1-2 視認等による審査  
(略)

4-13-1-3 書面等による審査

(1) 車ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、制車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに最高速度50km/h未満の自動車を除く。）のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が35°を超える構造のかじ取装置にあつては、この限りでない。（保安基準第11条

新旧対照表-7-

③ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量1.5t以上のもの

④ ③の自動車の形状に類する自動車

⑤ 二輪自動車

⑥ 制車付二輪自動車

⑦ カタビラ及びびそりを有する軽自動車

⑧ 大型特殊自動車

⑨ 小型特殊自動車

⑩ 被牽引自動車

(2) 次に掲げるかじ取装置は、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第91条第2項関係）

① 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するものであつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

③ 協定規則第12号に適合するかじ取装置

(3) 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置は、(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるものであればよい。（細目告示第91条第3項関係）

① かじ取装置に係る次に掲げるすべての要件に該当するもの

ア かじ取装置に係る運転者の座席の前縁から車両前部までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの。この場合において、当該座席が前後に調整できる場合は、中間位置とする。

(参考図)

運転者の座席（シートスタイドは中間の位置）

運転者の座席の前縁から車両前部までの距離

イ かじ取ハンドルの表面のうち、運転者側に面して直径165mmの球が接触できる

第2項関係、細目告示第13条第2項及び第3項関係、細目告示第91条第2項及び第3項関係)

(2) 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第91条第2項関係）

新旧対照表-8-

<p>部分に曲率半径 2.5mm 未満の凹凸や鋭い突起を有していないこと</p> <p>② 協定規則第 94 号に適合するかじ取装置</p> <p>③ 米國連邦自動車安全基準第 203 号に適合するかじ取装置</p> <p>④ 米國連邦自動車安全基準第 208 号に適合するかじ取装置</p> <p>4-13-2 欠番</p> <p>4-13-3 欠番</p> <p>4-13-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 48 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、4-13-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車 (次に掲げるものを除く。) については、4-13-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 2 項関係)</p> <p>① 乗車定員 11 人以上の自動車</p> <p>② 二輪自動車</p> <p>③ 側車付二輪自動車</p> <p>④ カタビラ及びそりを有する軽自動車</p> <p>⑤ 最高速度 50km/h 未満の自動車</p> <p>⑥ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車</p> <p>⑦ 平成 19 年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 (平成 19 年 8 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものを除く。)</p> <p>(3) 次の自動車については、4-13-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 3 項関係)</p> <p>① 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 最高速度 50km/h 未満の自動車</p> <p>イ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車</p> <p>② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車 (平成 23 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)</p> <p>ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって平成 23 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 (平成 23 年 3 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものに限る。)</p> <p>4-13-5 従前規定の適用①</p>	<p>4-13-2 欠番</p> <p>4-13-3 欠番</p> <p>4-13-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 48 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、4-13-5 (従前規定の適用①) を適用する。(適用関係告示第 7 条関係)</p> <p>4-13-5 従前規定の適用①</p>
--	--

新旧対照表-9-

<p>昭和 48 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 7 条第 1 項関係)</p> <p>4-13-5-1 性能要件</p> <p>(略)</p> <p>4-13-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車 (次に掲げるものを除く。) については、4-13-6-1 の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 7 条第 2 項関係)</p> <p>① 乗車定員 11 人以上の自動車</p> <p>② 二輪自動車</p> <p>③ 側車付二輪自動車</p> <p>④ カタビラ及びそりを有する軽自動車</p> <p>⑤ 最高速度 50km/h 未満の自動車</p> <p>⑥ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車</p> <p>⑦ 平成 19 年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 (平成 19 年 8 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものを除く。)</p> <p>4-13-6-1 性能要件</p> <p>4-13-6-1-1 テスタ等による審査</p> <p>4-13-1-1 に同じ。</p> <p>4-13-6-1-2 視認による審査</p> <p>4-13-1-2 に同じ。</p> <p>4-13-6-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 50km/h 未満の自動車を除く。) のかじ取装置は、当該自動車が衝突等において衝撃を受けた場合において運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 17 年国土交通省告示第 1437 号による改正前の細目告示別添 6 「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損うおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>4-13-7 従前規定の適用③</p> <p>次の自動車については、4-13-7-1 基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 7 条第 3 項関係)</p> <p>① 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供</p>	<p>昭和 48 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 7 条関係)</p> <p>4-13-5-1 性能要件</p> <p>(略)</p>
---	---

新旧対照表-10-

<p>する自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 最高速度 50km/h 未満の自動車</p> <p>イ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が 35° を超える構造のかじ取装置を備えた自動車</p> <p>② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車（平成 23 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。）</p> <p>ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたもの（平成 23 年 3 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたものとかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものに限る。）</p> <p>4-13-7-1 性能要件</p> <p>4-13-7-1-1 テスタ等による審査</p> <p>4-13-1-1 に同じ。</p> <p>4-13-7-1-2 視認等による審査</p> <p>4-13-1-2 に同じ。</p> <p>4-13-7-1-3 書面等による審査</p> <p>なし。</p> <p>4-22 燃料装置</p> <p>4-22-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。（細目告示第 96 条第 3 項関係）</p> <p>(5) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 協定規則第 34 号に適合する燃料装置</p> <p>4-24 高圧ガスの燃料装置</p>	<p>4-22 燃料装置</p> <p>4-22-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる燃料装置は、(3)の基準に適合するものとする。（細目告示第 96 条第 3 項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの</p> <p>② 細目告示別添 17「衝突時における燃料漏れ防止の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出がある燃料装置</p> <p>(5) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 協定規則第 34 号への適合性を証する書面の提出があるもの</p> <p>4-24 高圧ガスの燃料装置</p>
---	---

新旧対照表-11-

<p>4-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガス流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第 98 条第 4 項関係）</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-26 車枠及び車体</p> <p>4-26-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係）</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。</p> <p>(例) 角度の高さ及び間隔の例</p> <p>(図) (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>4-26-4 適用関係の整理</p> <p>4-26-5-1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8 t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの</p>	<p>4-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる燃料装置は、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第 98 条第 4 項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある部品及び装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないもの</p> <p>② 細目告示別添 17「衝突時における燃料漏れ防止の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-26 車枠及び車体</p> <p>4-26-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係）</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。</p> <p>(例) 角度の高さ及び間隔の例</p> <p>(図) (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>4-26-4 適用関係の整理</p> <p>4-26-5-1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8 t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの</p>
---	---

新旧対照表-12-

<p>ア～エ (略)</p> <p>オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。</p> <p>(例) 角部の高さ及び間隔の例 (図) (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>4-26-6-1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされなければならないものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラに備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であって、次の規定に適合するもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。</p> <p>(例) 角部の高さ及び間隔の例 (図) (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4-26-7-1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされなければならないものとする。</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であって、次の規定に適合するもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。</p> <p>(例) 角部の高さ及び間隔の例 (図) (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。</p> <p>(例) 角部の高さ及び間隔の例 (図) (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>4-26-6-1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされなければならないものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラに備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であって、次の規定に適合するもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。</p> <p>(例) 角部の高さ及び間隔の例 (図) (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4-26-7-1 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされなければならないものとする。</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であって、次の規定に適合するもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。</p> <p>(例) 角部の高さ及び間隔の例 (図) (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p>
---	---

新旧対照表-13-

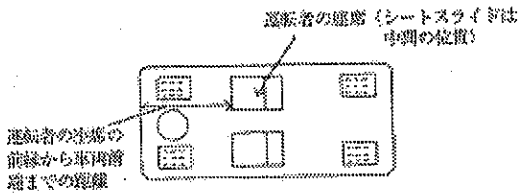
<p>(4)～(7) (略)</p> <p>4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能</p> <p>4-27-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第8項関係)</p> <p>(3) 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第9項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 協定規則第94号に適合する装置</p> <p>[オフセット衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(4) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第3項関係、細目告示第22条第9項関係、細目告示第100条第10項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 車両総重量2.5tを超える自動車</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p> <p>⑦ カタビラ及びびそりを有する軽自動車</p> <p>⑧ 大型特殊自動車</p> <p>⑨ 小型特殊自動車</p> <p>⑩ 被牽引自動車</p> <p>(5) 次に掲げる車枠及び車体は、(4)の基準に適合することとする。(細目告示第100条第10項関係)</p> <p>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体で</p>	<p>(4)～(7) (略)</p> <p>4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能</p> <p>4-27-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体は、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第8項関係)</p> <p>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>② 細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出がある車枠及び車体</p> <p>(3) 2-14-1のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第9項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 協定規則第94号への適合性を証する書面の提出があるもの</p> <p>[オフセット衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(4)から(6) 欠番</p>
---	---

新旧対照表-14-



- あって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの
- ② 協定期則第94号に適合する車枠及び車体
- (6) 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(4)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第11項関係)
- ① 次に掲げるすべての事項に該当する装置
- ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最前縁から車両前縁までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの

(参考図)



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 米国土道交安基第208号に適合する装置

【側面衝突時の乗員保護性能】

(7) 座席の地上面からの高さ(最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方100mmの位置の地上面からの高さをいう。以下4-27において同じ。)が700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するもの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第4項関係、細目告示第22条第10項関係、細目告示第100条第12項関係)

①~④ (略)

(8) 次に掲げる車枠及び車体は、(7)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第12項関係)

【側面衝突時の乗員保護性能】

(7) 座席の地上面からの高さ(最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方100mmの位置の地上面からの高さをいう。以下4-27において同じ。)が700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するもの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第3項関係、細目告示第22条第9項関係、細目告示第100条第10項関係)

①~④ (略)

(8) 次に掲げるものは、(7)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第10項関係)

① (略)

新旧対照表-15-

① (略)

② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のない車枠及び車体

(9) 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(7)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第13項関係)

① (略)

② 米国土道交安基第214号に適合する装置

(10) 平成16年国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(7)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第15条第5項関係)

【歩行者保護性能】

(11) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(12)の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第5項関係)

①~④ (略)

(12) 車枠及び車体は、次に掲げる基準(5-1(2)②)の規定により、第4章の規定を適用することとされる車枠及び車体にあつては、①に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第22条第11項関係、細目告示第100条第14項関係)

①、② (略)

(13) ボンネット(ボンネットを有しない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分)の材質及び構造が指定自動車等同一の車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(12)②の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第14項関係)

(14) 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(12)②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第15項関係)

① (略)

② 欧州連合指令2003/102/ECに適合する装置

② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

③ 細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

(9) 2-14-1のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(7)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第11項関係)

① (略)

② 米国土道交安基第214号(Federal Register vol. 55, 45722, October 30, 1990)への適合性を証する書面の提出があるもの

(10) 平成16年国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(7)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第15条第6項関係)

【歩行者保護性能】

(11) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(12)の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第4項関係)

①~④ (略)

(12) 車枠及び車体は、次に掲げる基準(5-1(2)②)の規定により、第4章の規定を適用することとされる車枠及び車体にあつては、①に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第22条第10項関係、細目告示第100条第12項関係)

①、② (略)

(13) 次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、(12)②の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第12項関係)

① ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの)の表面に鋭い突起を有していないこと。

② 細目告示別添99「歩行者頭部保護の技術基準」に適合すること。

(14) 2-14-1のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(12)②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第13項関係)

① (略)

② 欧州連合指令2003/102/ECへの適合性を証する書面の提出があるもの

4-27-2 欠番  
4-27-3 欠番

4-27-2 欠番  
4-27-3 欠番

新旧対照表-16-

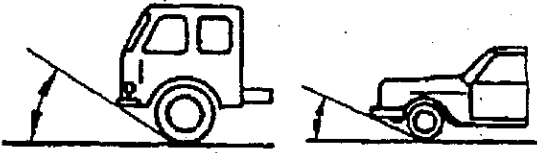
<p>4-27-4 適用関係の整理</p> <p><u>【前面衝突の適用除外】</u></p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、4-27-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第2項第3号から第5号関係）</p> <p>① 平成7年12月31日（輸入された自動車にあっては平成11年3月31日）以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）</p> <p>② 平成11年6月30日以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）であって次に掲げるもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車（原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。）</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車</p> <p>③ 平成12年6月30日以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）であって次に掲げるもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する軽自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。）</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する軽自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車</p> <p><u>【側面衝突の適用除外】</u></p> <p>(2) 平成12年8月31日（輸入された自動車にあっては平成15年9月30日）以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）については、4-27-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第2項第6号関係）</p> <p><u>【側面衝突の旧基準適用】</u></p> <p>(3) 平成15年9月30日以前に製作された自動車については、4-27-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第3項第1号関係）</p> <p><u>【乗用車に係るオフセット衝突の適用除外】</u></p> <p>(4) 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものについては、4-27-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第9項関係）</p> <p>① 平成19年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成19年9月1日から平成21年8月31日までに製作された自動車（平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）</p> <p>③ 平成19年9月1日から平成21年8月31日までに製作された自動車であって、</p>	<p>4-27-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、4-27-5（従前規定の適用①）を適用する。（適用関係告示第15条第2項第3号から第5号関係）</p> <p>① 平成7年12月31日（輸入された自動車にあっては平成11年3月31日）以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）</p> <p>② 平成11年6月30日以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）であって次に掲げるもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車（原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。）</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車</p> <p>③ 平成12年6月30日以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）であって次に掲げるもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する軽自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。）</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する軽自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車</p> <p>(2) 平成12年8月31日（輸入された自動車にあっては平成15年9月30日）以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）については、4-27-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第2項第6号関係）</p> <p>(3) 平成15年9月30日以前に製作された自動車については、4-27-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第3項第1号関係）</p> <p>(4) 平成20年12月31日以前に製作された自動車（(6)①及び②のものに限る。）については、4-27-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第1項第2号、第3号、第4項、第5項関係）</p>
--	---

新旧対照表-17-

<p>平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたもの（平成19年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。）</p> <p><u>【前面衝突・側面衝突の旧基準適用】</u></p> <p>(5) 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、4-27-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第1項第2号、第3号関係）</p> <p><u>【歩行者保護の適用除外】</u></p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、4-27-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第4項、第5項関係）</p> <p>① 平成22年8月31日以前に製作された自動車（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ②の自動車</p> <p>イ 平成17年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成17年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）</p> <p>② 平成24年8月31日以前に製作された自動車（平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって、平成19年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 座席の地上面からの高さが475mm以下の自動車</p> <p>イ 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車</p> <p>(7) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上</p>	<p>(5) 平成20年12月31日以前に製作された自動車（(6)①及び②のものを除く。）については、4-27-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第1項第2号、第3号関係）</p> <p>(6) ①及び②に掲げる自動車（平成20年12月31日以前に製作されたものを除く。）については、4-27-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第4項、第5項関係）</p> <p>① 次に掲げる自動車（②の自動車を除く。）</p> <p>ア 平成17年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成17年9月1日から平成22年8月31日までに製作された自動車（平成17年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）</p> <p>ウ 平成17年9月1日から平成22年8月31日までに製作された自動車であって平成17年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成17年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）</p> <p>② 次に掲げる自動車のいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する自動車</p> <p>(7) 座席の地上面からの高さが475mm以下の自動車</p> <p>(4) 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車</p> <p>a 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上</p>
--	---

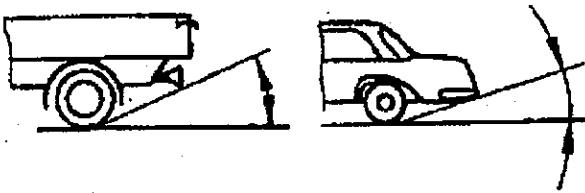
新旧対照表-18-

(参考図)

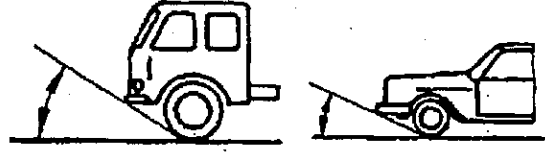


(a) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上

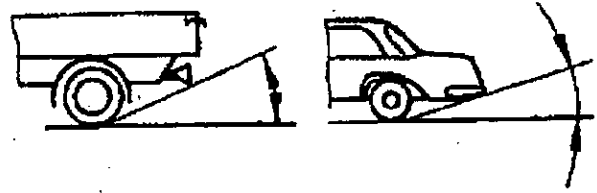
(参考図)



(b) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる



b. 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上

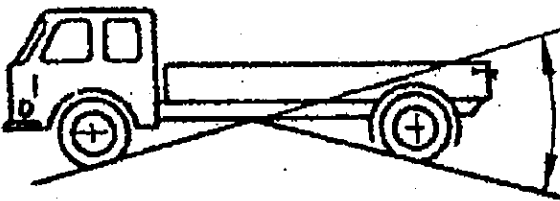


c. 自動車の前軸の両輪タイヤに接し前軸より後上方に延びる平面と、後軸の

新旧対照表-19-

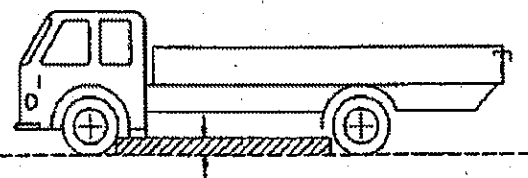
平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20°以上

(参考図)



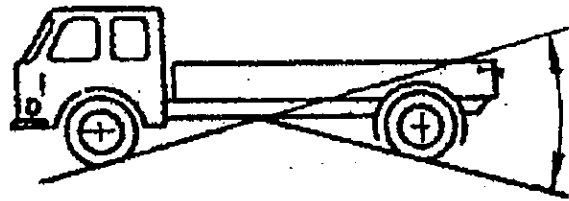
(c) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面との距離が200mm以上

(参考図)

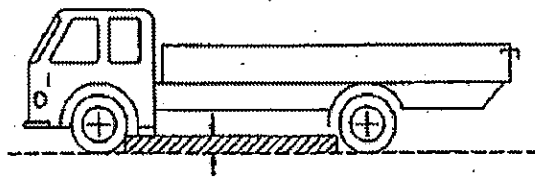


(d) 自動車の前軸直下の最低地上高が180mm以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。

両輪タイヤに接し後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20°以上



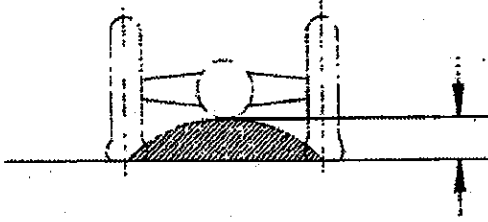
d. 前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面との距離が180mm以上



e. 前軸直下の最低地上高が180mm以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。

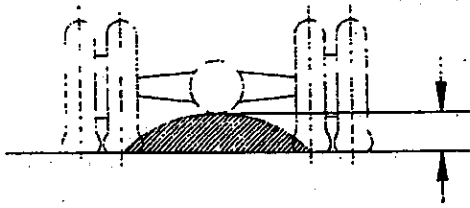
新旧対照表-20-

(参考図)

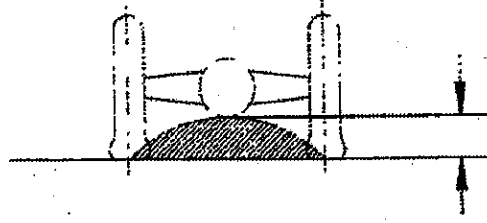


(カ) 自動車の後軸直下の最低地上高が180mm以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。

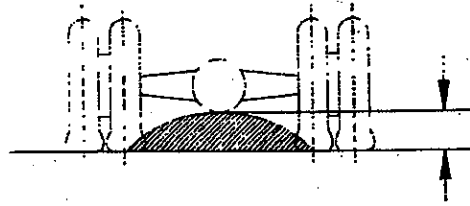
(参考図)



ウ 4-27-1(11)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの  
エ 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、



イ 後軸直下の最低地上高が180mm以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。

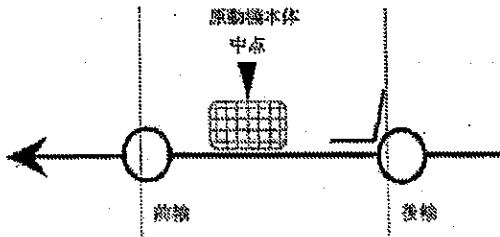


(ロ) 保安基準第18条第4項の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの  
(ニ) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前

前面ガラスの下端の最前部をとり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車

(参考図)

前面ガラスの下端の最前部 最後部座席の後端



オ 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車  
カ 燃料電池自動車

【貨物に係るオフセット衝突の適用除外】

(7) 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車については、4-27-11(従前規定の適用(7))の規定を適用する。(適用関係告示第16条第10項関係)

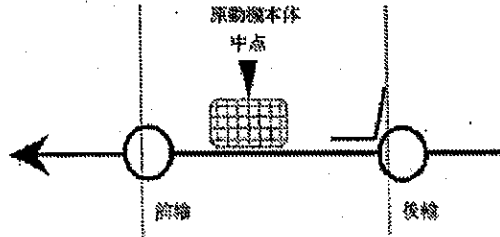
- ① 平成23年3月31日以前に製作された自動車
- ② 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車(平成23年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)
- ③ 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車であって平成23年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車(平成23年3月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車格及び車体に係る改造を行ったものに限る。)

4-27-5 従前規定の適用①

①から③に掲げる自動車については、4-27-5-1から4-27-5-4までの基準

前面ガラスの下端の最前部をとり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車

前面ガラスの下端の最前部 最後部座席の後端



(イ) 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車

(ロ) 燃料電池自動車

イ 次に掲げる自動車

- (7) 平成19年8月31日以前に製作された自動車
- (イ) 平成19年9月1日から平成24年8月31日までに製作された自動車(平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)
- (ロ) 平成19年9月1日から平成24年8月31日までに製作された自動車であって平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車(平成19年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車格並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)

4-27-5 従前規定の適用①

①から③に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用

に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第2項第3号から第5号関係)

① 平成7年12月31日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

② 平成11年6月30日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)であって次に掲げるもの

ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車(原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものに限る。)

イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車

③ 平成12年6月30日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)であって次に掲げるもの

ア 専ら乗用の用に供する軽自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものに限る。)

イ 貨物の運送の用に供する軽自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車

4-27-5-1 前面衝突時の乗員保護性能  
なし。

4-27-5-2 オフセット衝突時の乗員保護性能  
なし。

4-27-5-3 側面衝突時の乗員保護性能  
なし。

4-27-5-4 歩行者保護性能  
なし。

4-27-6 従前規定の適用②  
平成12年8月31日(輸入された自動車にあっては平成15年9月30日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第2項6号関係)

4-27-6-1 前面衝突時の乗員保護性能  
4-27-9-1に同じ。

関係告示第15条第2項第3号から第5号関係)

① 平成7年12月31日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

② 平成11年6月30日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)であって次に掲げるもの

ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車(原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものに限る。)

イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車

③ 平成12年6月30日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)であって次に掲げるもの

ア 専ら乗用の用に供する軽自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものに限る。)

イ 貨物の運送の用に供する軽自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車

4-27-5-1 性能要件  
なし。

4-27-6 従前規定の適用②  
平成12年8月31日(輸入された自動車にあっては平成15年9月30日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第2項6号関係)

4-27-6-1 性能要件  
[前面衝突時の乗員保護性能]  
(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。  
① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの  
② ①の自動車の形状に類する自動車

4-27-6-2 オフセット衝突時の乗員保護性能  
なし。

③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.8tを超えるもの

④ ③の自動車の形状に類する自動車

⑤ 二輪自動車

⑥ 側車付二輪自動車

⑦ カタビラ及びびそりを有する軽自動車

⑧ 大型特殊自動車

⑨ 小型特殊自動車

⑩ 最高速度20km/h未満の自動車

⑪ 被牽引自動車

(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

② 細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

(3) 2-14-1のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

① 次に掲げるすべての事項に該当するもの

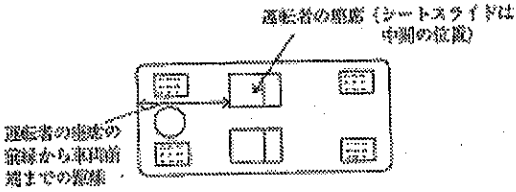
ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最前縁から車両端までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの

(図)

イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 協定規則第94号への適合性を証する書面の提出があるもの

<p>4-27-6-3 側面衝突時の乗員保護性能 なし。</p> <p>4-27-6-4 歩行者保護性能 なし。</p>	
<p>4-27-7 従前規定の適用③ 平成15年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第3項1号関係)</p>	<p>4-27-7 従前規定の適用③ 平成15年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第3項1号関係)</p>
<p>4-27-7-1 前面衝突時の乗員保護性能 4-27-9-1に同じ。</p>	<p>4-27-7-1 性能要件 [前面衝突時の乗員保護性能]</p>
<p>4-27-7-2 オフセット衝突時の乗員保護性能 なし。</p>	<p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。</p>
	<p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.8tを超えるもの ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ カタビラ及びソリを有する軽自動車 ⑧ 大型特殊自動車 ⑨ 小型特殊自動車 ⑩ 最高速度20km/h未満の自動車 ⑪ 被牽引自動車</p> <p>(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの ② 細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの</p> <p>(3) 2-14-1のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次に掲げるすべての事項に該当するもの ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最前縁から車両前縁までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの (図)</p>

	
<p>4-27-7-3 側面衝突時の乗員保護性能</p> <p>(1) 4-27-9-1(1)の規定が適用される自動車(座席の地上面から高さが700mmを超える自動車を除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するもの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの ② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの ③ 細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの</p> <p>(3) 2-14-1のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次に掲げるすべての要件に該当するもの ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最側端(座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁の端部)からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの</p>	<p>イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの ② 協定規則第94号への適合性を証する書面の提出があるもの [側面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(4) (1)の規定が適用される自動車(座席の地上面から高さが700mmを超える自動車を除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するもの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>(5) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの ② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの ③ 細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの</p> <p>(6) 2-14-1のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次に掲げるすべての事項に該当するもの ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最側端(座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁の端部)からその位置における車両最外側</p>

(参考図)

運転者の座席の側縁から自動車の最外縁まで水平距離 20cm

運転者の座席 (シートスライドは中間の位置)

イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 米国土交通省告示第214号に適合する装置

(4) 平成16年国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」及び平成17年国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(1)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第15条第6項関係)

4-27-7-4 歩行者保護性能  
なし。

4-27-8 従前規定の適用④

①から③までに掲げる自動車については、4-27-8-1から4-27-8-4までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9項関係)

① 平成19年8月31日以前に製作された自動車

② 平成19年9月1日から平成21年8月31日までに製作された自動車(平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

③ 平成19年9月1日から平成21年8月31日までに製作された自動車であって平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車(平成19年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。)

4-27-8-1 前面衝突時の乗員保護性能  
4-27-9-1に同じ。

までの水平距離が130mm以上であるもの

(図)

運転者の座席の側縁から自動車の最外縁まで水平距離 20cm

運転者の座席 (シートスライドは中間の位置)

イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 米国土交通省告示第214号 (Federal Register vol.55 46722 October 30, 1990) への適合性を証する書面の提出があるもの

(7) 平成16年国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」及び平成17年国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第15条第6項関係)

4-27-8 従前規定の適用④

平成20年12月31日以前に製作された自動車(4-27-10①及び②のものに限る。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第2号、第3号、第4項、第5項関係)

新旧対照表-27-

4-27-8-2 オフセット衝突時の乗員保護性能  
なし。

4-27-8-3 側面衝突時の乗員保護性能  
4-27-9-3に同じ。

4-27-8-4 歩行者保護性能  
4-27-1(11)から(14)までに同じ。ただし、4-27-10に規定する自動車については、適用しない。

4-27-9 従前規定の適用⑤

平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第2号、第3号関係)

4-27-9-1 前面衝突時の乗員保護性能

(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの

② ①の自動車の形状に類する自動車

③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.8tを超えるもの

④ ③の自動車の形状に類する自動車

⑤ 二輪自動車

⑥ 側車付二輪自動車

⑦ カタビラ及びソリを有する軽自動車

⑧ 大型特殊自動車

⑨ 小型特殊自動車

⑩ 最高速度20km/h未満の自動車

⑪ 被牽引自動車

(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

② 細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

(3) 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

① 次に掲げるすべての要件に該当するもの

ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最前縁から車両前縁までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの

4-27-8-1 性能要件

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの

② ①の自動車の形状に類する自動車

③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.8tを超えるもの

④ ③の自動車の形状に類する自動車

⑤ 二輪自動車

⑥ 側車付二輪自動車

⑦ カタビラ及びソリを有する軽自動車

⑧ 大型特殊自動車

⑨ 小型特殊自動車

⑩ 最高速度20km/h未満の自動車

⑪ 被牽引自動車

(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

② 細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

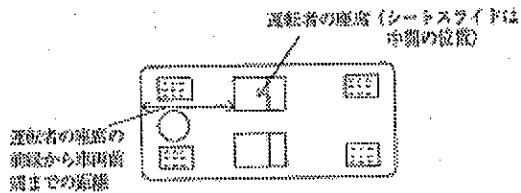
(3) 2-14-1のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

① 次に掲げるすべての要件に該当するもの

ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最前縁から車両前縁までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの

新旧対照表-28-

(参考図)



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 協定規則第94号に適合する装置

4-27-9-2 オフセット衝突時の乗員保護性能

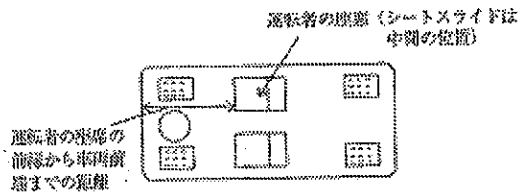
4-27-1(4)から(6)までに同じ。ただし、4-27-8及び4-27-11に規定する自動車については、適用しない。

4-27-9-3 側面衝突時の乗員保護性能

(1) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの
- ④ ③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ 三輪自動車
- ⑧ カタピラ及びそりを有する軽自動車
- ⑨ 大型特殊自動車
- ⑩ 小型特殊自動車
- ⑪ 被牽引自動車

(図)



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 協定規則第94号への適合性を証する書面の提出があるもの

(側面衝突時の乗員保護性能)

(4) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの
- ④ ③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ 三輪自動車
- ⑧ カタピラ及びそりを有する軽自動車
- ⑨ 大型特殊自動車
- ⑩ 小型特殊自動車
- ⑪ 被牽引自動車

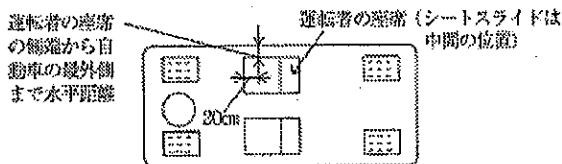
(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

- ① 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの
- ② 法第76条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの
- ③ 細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

(3) 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

- ① 次に掲げるすべての要件に該当するもの
  - ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最側端(座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の端部)からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの

(参考図)



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 米連邦自動車安全基準第214号に適合する装置

(4) 平成16年国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」及び平成17年国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(1)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第15条第5項関係)

4-27-9-4 歩行者保護性能

4-27-1(11)から(14)までに同じ。ただし、4-27-10に規定する自動車について

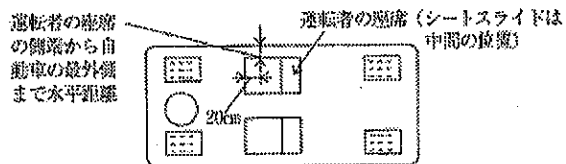
(5) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。

- ① 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの
- ② 法第76条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの
- ③ 細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

(6) 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。

- ① 次に掲げるすべての要件に該当するもの
  - ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最側端(座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の端部)からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの

(図)



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 米連邦自動車安全基準第214号(Federal Register vol.55 45722 October 30, 1990)への適合性を証する書面の提出があるもの

(7) 平成16年国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」及び平成17年国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第15条第6項関係)

4-27-9 従前規定の適用 ⑤

平成20年12月31日以前に製作された自動車(4-27-10①及び②のものを除く。)



ては、適用しない。

については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第2号、第3号関係)

4-27-9-1 性能要件

〔前面衝突時の乗員保護性能〕

(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車格及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.8tを超えるもの
- ④ ③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ カタビラ及びびそりを有する軽自動車
- ⑧ 大型特殊自動車
- ⑨ 小型特殊自動車
- ⑩ 最高速度20km/h未満の自動車
- ⑪ 被牽引自動車

(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車格及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

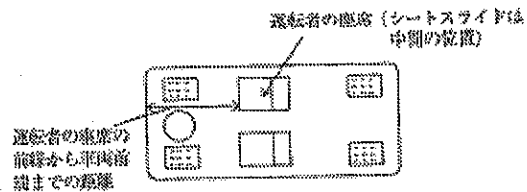
② 細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

(3) 2-14-1のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

① 次に掲げるすべての事項に該当するもの

ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最前縁から車両前縁までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの

(四)



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 協定規則第94号への適合性を証する書面の提出があるもの

〔側面衝突時の乗員保護性能〕

(4) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車格及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの
- ④ ③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ 三輪自動車
- ⑧ カタビラ及びびそりを有する軽自動車
- ⑨ 大型特殊自動車
- ⑩ 小型特殊自動車
- ⑪ 被牽引自動車

(5) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。

① 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車格及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を

損なうおそれのある損傷のないもの

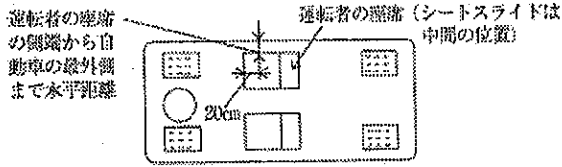
③ 細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

(6) 2-14-1のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる装置については、次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。

① 次に掲げるすべての事項に該当するもの

ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最側端（座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の端部）からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの

(四)



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 米国土交通省告示第214号（Federal Register vol. 55 45722 October 30, 1990）への適合性を証する書面の提出があるもの

(7) 平成16年国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」及び平成17年国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。（適用関係告示第15条第6項関係）

[歩行者保護性能]

(8) 4-27-1(11)から(14)と同じ。

4-27-10 従前規定の適用 ⑥

次に掲げる自動車については、4-27-10-1から4-27-10-4までの基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第4項、第5号関係）

① 平成22年8月31日以前に製作された自動車（次に掲げるものを除く。）

ア ②の自動車

イ 平成17年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指

4-27-10 従前規定の適用 ⑥

①及び②に掲げる自動車（平成20年12月31日以前に製作されたものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第4項、第5項関係）

① 次に掲げる自動車（②の自動車を除く。）

ア 平成17年8月31日以前に製作された自動車

イ 平成17年9月1日から平成22年8月31日までに製作された自動車（平成17

定を受けた自動車（平成17年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）

② 平成24年8月31日以前に製作された自動車（平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって、平成19年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 座席の地上面からの高さが475mm以下の自動車

イ 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車

(イ) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上

(参考図)



(ロ) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上

(参考図)

年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

ウ 平成17年9月1日から平成22年8月31日までに製作された自動車であって平成17年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成17年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）

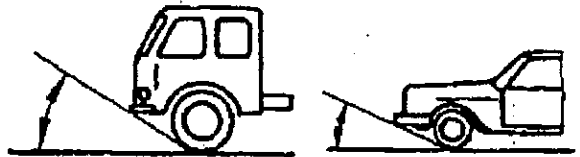
② 次に掲げる自動車のいずれにも該当するもの。

ア 次のいずれかに該当する自動車

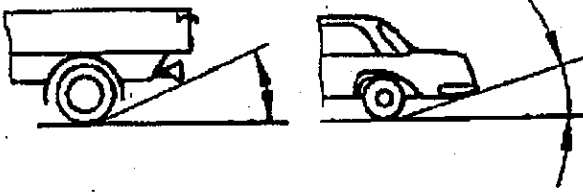
(イ) 座席の地上面からの高さが475mm以下の自動車

(ロ) 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車

a 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上

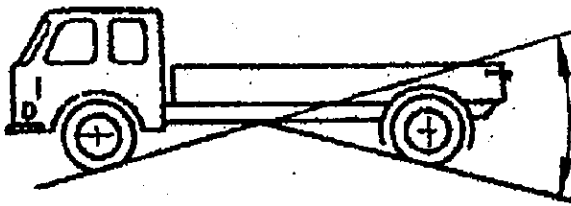


b 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上

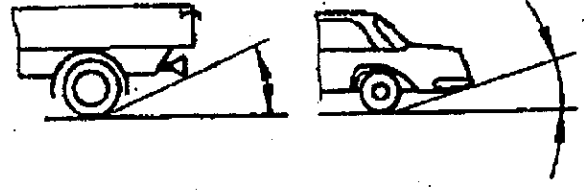


(g) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が  $20^\circ$  以上

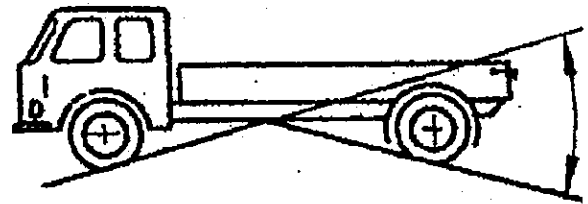
(参考図)



(g) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面との距離が  $200\text{mm}$  以上

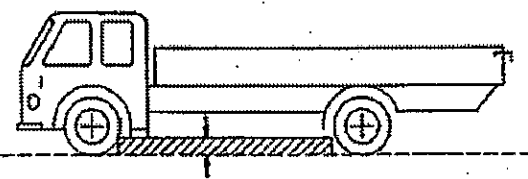


(c) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し前軸より後上方に延びる平面と、後軸の両輪タイヤに接し後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が  $20^\circ$  以上



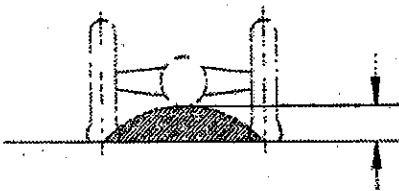
(c) 前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面との距離が  $180\text{mm}$  以上

(参考図)

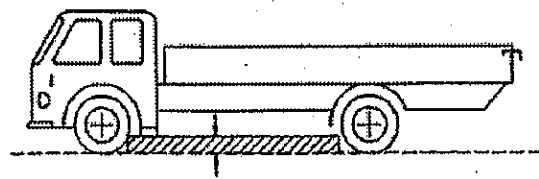


(h) 自動車の前軸直下の最低地上高が  $180\text{mm}$  以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。

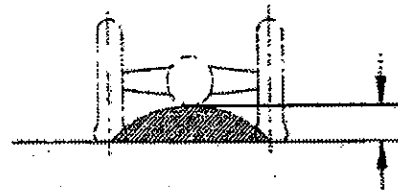
(参考図)



(h) 自動車の後軸直下の最低地上高が  $180\text{mm}$  以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。

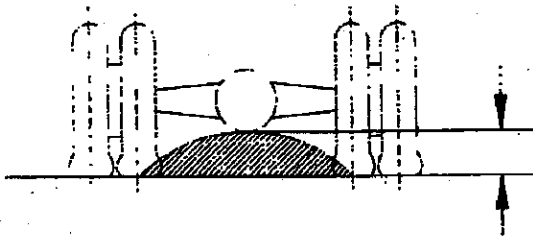


(e) 前軸直下の最低地上高が  $180\text{mm}$  以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。

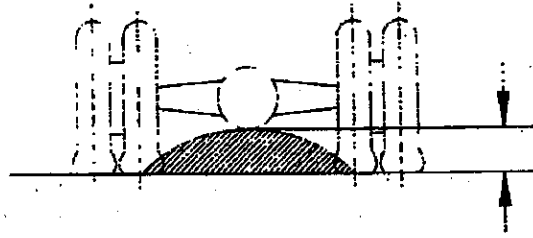


(e) 後軸直下の最低地上高が  $180\text{mm}$  以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。

(参考図)



- ウ 4-27-1(11)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの
- エ 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車

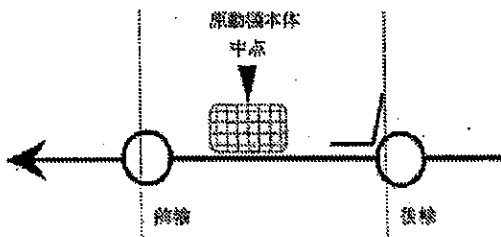


- (ウ) 保安基準第18条第4項の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの
- (エ) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車

新旧対照表-37-

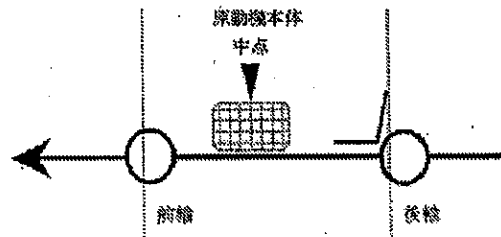
(参考図)

前面ガラスの下端の最前部 最後部座席の後端



- オ 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車
- カ 燃料電池自動車

前面ガラスの下端の最前部 最後部座席の後端



- (オ) 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車
- (カ) 燃料電池自動車
- イ 次に掲げる自動車
  - (7) 平成19年8月31日以前に製作された自動車
  - (4) 平成19年9月1日から平成24年8月31日までに製作された自動車(平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)
  - (6) 平成19年9月1日から平成24年8月31日までに製作された自動車であつて平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車(平成19年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制御装置の種類が同一であるものに限る。)

4-27-10-1 前面衝突時の乗員保護性能

4-27-10-1 性能要件

新旧対照表-38-

<p>4-27-1(1)から(3)までに同じ。ただし、4-27-9に規定する自動車については、4-27-9-1の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-27-10-2 オフセット衝突時の乗員保護性能 4-27-1(4)から(6)までに同じ。ただし、4-27-8及び4-27-11に規定する自動車については、適用しない。</p> <p>4-27-10-3 側面衝突時の乗員保護性能 4-27-1(7)から(10)までに同じ。ただし、4-27-9に規定する自動車については、4-27-9-3の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-27-10-4 歩行者保護性能 なし。</p> <p>4-27-11 従前規定の適用① 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車については、4-27-12-1から4-27-12-4までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第10項)</p> <p>① 平成23年3月31日以前に製作された自動車 ② 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車(平成23年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。) ③ 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車であって、平成23年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたもの(平成23年3月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものを除く。)</p> <p>4-27-12-1 前面衝突時の乗員保護性能 4-27-1(1)から(3)までに同じ。ただし、4-27-9に規定する自動車については、4-27-9-1の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-27-12-2 オフセット衝突時の乗員保護性能 なし。</p> <p>4-27-12-3 側面衝突時の乗員保護性能 4-27-1(7)から(10)までに同じ。ただし、4-27-9に規定する自動車については、4-27-9-3の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-27-12-4 歩行者保護性能 4-27-1(11)から(14)までに同じ。ただし、4-27-10に規定する自動車については、適用しない。</p> <p>4-28 車体表示 4-28-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量(タンク自動車にあつては、最大積載量、</p>	<p>〔前面衝突時の乗員保護性能〕 (1) 4-27-1(1)に同じ。 (2) 4-27-1(2)に同じ。 (3) 4-27-1(3)に同じ。</p> <p>〔オフセット衝突時の乗員保護性能〕 (4) なし。 (5) なし。 (6) なし。</p> <p>〔側面衝突時の乗員保護性能〕 (7) 4-27-1(7)に同じ。 (8) 4-27-1(8)に同じ。 (9) 4-27-1(9)に同じ。 (10) 4-27-1(10)に同じ。</p> <p>〔歩行者保護性能〕 (11) なし。 (12) なし。 (13) なし。 (14) なし。</p> <p>4-28 車体表示 4-28-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量(タンク自動車にあつては、最大積載量、</p>
---	---

<p>最大積載容積及び積載物品名)を表示しなければならない。(保安基準第18条第6項、細目告示第22条第12項、細目告示第100条第16項)</p> <p>(2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第18条第7項関係、細目告示第22条第13項関係、細目告示第100条第17項関係)</p> <p>①~③ (略) (3) (略)</p> <p>4-28-2 欠番 4-28-3 欠番 4-28-4 適用関係の整理 なし。</p>	<p>最大積載容積及び積載物品名)を表示しなければならない。(保安基準第18条第5項、細目告示第22条第11項、細目告示第100条第14項)</p> <p>(2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第18条第6項関係、細目告示第22条第12項関係、細目告示第100条第15項関係)</p> <p>①~③ (略) (3) (略)</p> <p>4-28-2 欠番 4-28-3 欠番 4-28-4 適用関係の整理 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、4-28-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第1項第4号及び第5号関係)</p> <p>4-28-5 従前規定の適用① 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第4号及び第5号関係)</p> <p>4-28-5-1 性能要件 (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量(タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名)を表示しなければならない。 (2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面には、次に掲げる様式の例により、これらの者を運送する目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。 ① 形状は、1辺の長さが50cm以上の正立正三角形とし、縁及び縁線の太さは12mm程度とする。ただし、車体の構造により当該寸法を確保することができない自動車(前面ガラス、前照灯、信号灯火類、冷却装置の空気取り入れ口等自動車の機能部品又は自動車登録番号標により規定寸法が確保できないものをいう。)にあつては、1辺の長さを30cm以上とすることができる。 ② 色彩は、縁線、文字及び記号を黒色とし、縁及び地を黄色とする。 ③ 文字は、「スクールバス」、「幼稚園バス」等適宜の文字とする。</p> <p>様式の例</p>
--	--



(3) 車両総重量が20tを超える自動車(被けん引自動車を除く。)の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第55条の規定により同令第4条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。(平成5年運輸省令第38号附則第2項関係)

様式



備考  
 ① 色等は、緑黄及び黄赤とし、縁線は白色とする。  
 ② 寸法の関係は、ミリメートルとする。

4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能  
 4-50-1 性能要件

4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能  
 4-50-1 性能要件

新旧対照表-41-

4-50-1-1 テスタ等による審査

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②の基準は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。4-50-1-1①及び4-50-1-2(1)において同じ。)には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値(暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を60cm程度挿入して測定したものとす。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。)及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用する。また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第19号関係、細目告示第119条第1項第10号関係)

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア 2サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車を除く。)	4.5%	100万分の7,800
イ 二輪自動車	3.0%	100万分の1,000
ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車(二輪自動車を除く。)	2%	100万分の500
エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	1%	100万分の500
オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

[軽油、無負荷急加速黒煙規制]

② 軽油を燃料とする自動車のうち4-50-1-2(1)③及び④の自動車並びに定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷(原動機を無負荷の状態にすることができない構造の自動車にあっては、当該原動機の負荷が最小になる状態)のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が4-50-1-2(1)③及び④の自動車にあっては25%、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、そ

4-50-1-1 テスタ等による審査

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②の基準は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。4-50-1-1①及び4-50-1-2(1)において同じ。)には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値(暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を60cm程度挿入して測定したものとす。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。)及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用する。また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第17号関係、細目告示第119条第1項第9号関係)

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア 2サイクルの原動機を有する自動車(二輪自動車を除く。)	4.5%	100万分の7,800
イ 二輪自動車	3.0%	100万分の1,000
ウ 4サイクルの原動機を有する軽自動車(二輪自動車を除く。)	2%	100万分の500
エ アからウまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

[軽油、無負荷急加速黒煙規制]

② 軽油を燃料とする自動車のうち4-50-1-2(1)③、4-50-1-2(1)④及び4-50-1-2(1)⑦に規定するものは、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25%以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては40%以下)でなければならないこと。この場合において、原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、一杯踏み込み直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が

新旧対照表-42-

れぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。  
 この場合において、原動機を無負荷のまま加速ペダルを急速に一杯踏み込み直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。  
 なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第21号関係、細目告示第119条第1項第12号関係)

自動車の種別	黒煙
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40%
イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35%
ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30%
エ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25%

4-50-1-2 書面等による審査

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を含む。)には適用せず、①から⑥まで及び⑧の基準は、二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係) ①~⑥ (略)

[ガソリン・液化石油ガス 大型特殊]

⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を $g$ で表した値(炭化水素については、炭素数当量による容量比で表した値を $g$ に換算した値)を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生した仕事量を $kWh$ で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については26.6、炭化水素については0.80、窒素酸化物については0.80を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第14号関係、細目告示第119条第1項第7号関係)

基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第19号関係、細目告示第119条第1項第11号関係)

4-50-1-2 書面等による審査

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を含む。)には適用せず、①から⑥まで及び⑧の基準は、二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係) ①~⑥ (略)

[軽油 大型特殊]

⑧ 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車8モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法(以下「ディーゼル特殊自動車8モード法」という。)により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を $g$ で表した値(炭化水素については、炭素数当量による容量比で表した値を $g$ に換算した値)を、ディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量を $kWh$ で表した値でそれぞれ除して得た値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第16号関係、細目告示第119条第1項第8号関係)

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.50	1.33	7.98	0.53
イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.50	0.93	5.32	0.40
ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.50	0.93	5.32	0.33
エ 定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.50	0.53	4.79	0.27
オ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.55	0.53	4.79	0.23

[二輪車]

⑨ ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、小型自動車であるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1km当たりの排出量を $g$ で表した値(炭化水素については、炭素数当量による容量比で表した値を $g$ に換算した値)が、一酸化炭素については2.7、炭化水素については0.40、窒素酸化物については0.20をそれぞれ超えないものであること。(細目告示第41条第1項第18号関係、細目告示第119条第1項第9号関係)  
 [軽油、黒煙モード規制]

[大型特殊]

⑩ 軽油を燃料とする大型特殊自動車は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車8モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法(以下「ディーゼル特殊自動車8モード法」という。)により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を $g$ で表した値(炭化水素については、炭素数当量による容量比で表した値を $g$ に換算した値)を、ディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量を $kWh$ で表した値でそれぞれ除して得た値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第14号関係、細目告示第119条第1項第7号関係)

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.50	1.95	10.40	1.04
イ 定格出力が37kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.50	1.69	9.10	0.52
ウ 定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.50	1.30	7.80	0.39
エ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.55	1.30	7.80	0.26

[二輪車]

⑪ ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、小型自動車であるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1km当たりの排出量を $g$ で表した値(炭化水素については、炭素数当量による容量比で表した値を $g$ に換算した値)が、一酸化炭素については2.7、炭化水素については0.40、窒素酸化物については0.20をそれぞれ超えないものであること。(細目告示第41条第1項第16号関係、細目告示第119条第1項第8号関係)  
 [軽油、黒煙モード規制]

⑩ 軽油を燃料とする自動車のうち4-50-1-2(1)③及び④の自動車は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%、4-50-1-2(1)⑤の自動車についてはディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第20号関係、細目告示第119条第1項第11号関係)

自動車の種別	黒煙
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	40%
イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	35%
ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	30%
エ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	25%

[並行輸入車・試作車等]

(2) 4-50-1-2(1)④に規定する自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたものについては、4-50-1-2(1)⑩の規定は適用しない。

(3) (略)

⑨ 軽油を燃料とする自動車は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%(大型特殊自動車及び小型特殊自動車についてはディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが40%)を超えないものでなければならないこと。(細目告示第41条第1項第18号関係、細目告示第119条第1項第10号関係)

[並行輸入車・試作車等]

(2) 4-50-1-2(1)④に規定する自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたものについては、4-50-1-2(1)⑨の規定は適用しない。

(3) (略)

新旧対照表-45-

4-50-4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)

自動車の種別	最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-5 (従前規定の適用①)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-6 (従前規定の適用②)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-7 (従前規定の適用③)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-8 (従前規定の適用④)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-9 (従前規定の適用⑤)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-10 (従前規定の適用⑥)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成20年8月31日	4-50-11 (従前規定の適用⑦)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成20年8月31日	4-50-12 (従前規定の適用⑧)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-13 (従前規定の適用⑨)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-14 (従前規定の適用⑩)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-15 (従前規定の適用⑪)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-16 (従前規定の適用⑫)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-17 (従前規定の適用⑬)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-18 (従前規定の適用⑭)

4-50-4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)

自動車の種別	最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-5 (従前規定の適用①)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-6 (従前規定の適用②)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-7 (従前規定の適用③)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-8 (従前規定の適用④)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-9 (従前規定の適用⑤)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-10 (従前規定の適用⑥)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成20年8月31日	4-50-11 (従前規定の適用⑦)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成20年8月31日	4-50-12 (従前規定の適用⑧)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-12 (従前規定の適用⑨)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-13 (従前規定の適用⑩)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-14 (従前規定の適用⑪)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-15 (従前規定の適用⑫)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-16 (従前規定の適用⑬)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-17 (従前規定の適用⑭)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	平成19年8月31日	4-50-18 (従前規定の適用⑮)

新旧対照表-46-



ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	平成19年8月31日	4-50-19 (従前規定の適用⑨)
	その他普通自動車又は小型自動車	車両重量が1,265kgを超えるもの	平成19年8月31日	同上
		車両総重量が1.7t以下のもの	平成19年8月31日	同上
		車両総重量が1.7tを超え3.5t以下のもの	平成19年8月31日	同上
		車両総重量が3.5tを超えるもの	平成19年8月31日	同上
軽自動車		平成20年8月31日	同上	
軽油を燃料とする大型特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの		平成20年8月31日	4-50-20 (従前規定の適用⑩)
	定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの		平成21年8月31日	4-50-21 (従前規定の適用⑩)
	定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの		平成22年8月31日	4-50-22 (従前規定の適用⑩)
	定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの		平成20年8月31日	4-50-23 (従前規定の適用⑩)
	定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの		平成20年8月31日	4-50-24 (従前規定の適用⑩)
ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)	軽自動車		平成19年8月31日	4-50-25 (従前規定の適用⑪)
	小型自動車		平成20年8月31日	4-50-26 (従前規定の適用⑪)

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	平成19年8月31日	4-50-19 (従前規定の適用⑨)
	その他普通自動車又は小型自動車	車両重量が1,265kgを超えるもの	平成19年8月31日	同上
		車両総重量が1.7t以下のもの	平成19年8月31日	同上
		車両総重量が1.7tを超え3.5t以下のもの	平成19年8月31日	同上
		車両総重量が3.5tを超えるもの	平成19年8月31日	同上
軽自動車		平成20年8月31日	同上	
軽油を燃料とする大型特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの		平成20年8月31日	4-50-19 (従前規定の適用⑩)
	定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの		平成21年8月31日	4-50-20 (従前規定の適用⑩)
	定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの		平成22年8月31日	4-50-21 (従前規定の適用⑩)
	定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの		平成20年8月31日	4-50-22 (従前規定の適用⑩)
	定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの		平成20年8月31日	4-50-23 (従前規定の適用⑩)
ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)	軽自動車		平成19年8月31日	4-50-24 (従前規定の適用⑪)
	小型自動車		平成20年8月31日	4-50-25 (従前規定の適用⑪)

**4-50-12 従前規定の適用⑩**

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第1項第9号関係)

**4-50-12-1 性能要件**

性能要件が規定されていない。

**4-50-13 従前規定の適用⑩**

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自

**4-50-12 従前規定の適用⑩**

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自

新旧対照表-47-

動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以前に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑨の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑤の規定の適用にあつてはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑨ 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

(表略)

**4-50-14 従前規定の適用⑩**

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kgを超えるものに限る。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(平成17年10月1日以前に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑤の規定の適用にあつてはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑩ 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える乗車定員が10人以下である乗用自動車

(表略)

**4-50-15 従前規定の適用⑩**

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以前に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑪の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑤の規定の適用にあつてはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑪ 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

(表略)

**4-50-16 従前規定の適用⑩**

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以前に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散

動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以前に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑨の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑨ 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

(表略)

**4-50-13 従前規定の適用⑩**

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kgを超えるものに限る。)であって、平成14年10月1日以前に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑩ 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える乗車定員が10人以下である乗用自動車

(表略)

**4-50-14 従前規定の適用⑩**

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以前に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑪の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑪ 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

(表略)

**4-50-15 従前規定の適用⑩**

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成15年10月1日以前に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散

新旧対照表-48-

防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑭の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2⑨の規定の適用にあつてはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑭ 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

(表略)

4-50-17 従前規定の適用⑭

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成17年10月1日以後に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑭の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2⑨の規定の適用にあつてはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑭ 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

(表略)

4-50-18 従前規定の適用⑭

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、車両総重量が12t以下であるものについては平成16年10月1日以後に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑭の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2⑨の規定の適用にあつてはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑭ 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

(表略)

4-50-19 従前規定の適用⑭

(略)

4-50-19-1 性能要件

(略)

4-50-20 従前規定の適用⑭

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原

防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑮ 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

(表略)

4-50-16 従前規定の適用⑮

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成15年10月1日以後に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑮ 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

(表略)

4-50-17 従前規定の適用⑮

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、車両総重量が12t以下であるものについては平成15年10月1日以後に、車両総重量が12tを超えるものについては平成16年10月1日以後に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑮ 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

(表略)

4-50-18 従前規定の適用⑮

(略)

4-50-18-1 性能要件

(略)

4-50-19 従前規定の適用⑮

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原

動機を備えたものであつて、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成19年10月1日以後に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑯の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2⑨の規定の適用にあつてはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑯ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力19kW以上37kW未満のもの)

規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示機能	4-50-1-2(1)④関係	4-50-1-1②関係	
		新生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考				
なし	なし	平15.9.30以前	平16.8.31以前	平16.8.31	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項7号	なし	なし	
平15	SA	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8(g/kWh)	6.50	1.95	10.40	1.04		設置	40	100項	同上
平19	GM	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	1.33	7.98	0.53			40	40	

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4-50-21 従前規定の適用⑯

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであつて、平成21年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成20年10月1日以後に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑯の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2⑨の規定の適用にあつてはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑯ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力37kW以上56kW未満のもの)

動機を備えたものであつて、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成19年10月1日以後に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑰の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑰ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力19kW以上37kW未満のもの)

規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示機能	4-50-1-1②関係	
		新生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	平15.9.30以前	平16.8.31以前	平16.8.31	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項7号	なし	なし
平15	SA	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8(g/kWh)	6.50	1.95	10.40	1.04		同上	同上	同上
同上	同上	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	同上	同上	同上			40	

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4-50-20 従前規定の適用⑰

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであつて、平成21年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成20年10月1日以後に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑰の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑰ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力37kW以上56kW未満のもの)

区分		4-50-1-2(1)⑧関係				4-50-1-2(1)⑨関係		4-50-1-1⑩関係	
規制年	適用時期	モード規制値				適用関係告示機	ディーゼルモード(%)	無負荷急加速燃費率(%)	適用関係告示機
		CO	HC	NOx	PM				
なし	平15.9.30以前	なし	なし	なし	なし	1項7号	なし	なし	
平15	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	99項	40	100項	1項8号
平20	平20.10.1	平21.9.1	平21.9.1	平21.9.1	同上		35	35	

注1 モード規制値及び無負荷急加速燃費率規制値に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4-50-22 従前規定の適用⑧

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成20年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑨の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速燃費率の値、4-50-1-2(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑨の規定の適用にあたってはディーゼルモードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

区分		4-50-1-2(1)⑧関係				4-50-1-1⑩関係			
規制年	適用時期	モード規制値				適用関係告示機	無負荷急加速燃費率(%)	適用関係告示機	
		CO	HC	NOx	PM				
なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項7号	なし		
平15	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	99項	40	100項	1項8号
平20	平20.10.1	平21.9.1	平21.9.1	平21.9.1	同上		35	35	

注1 モード規制値及び無負荷急加速燃費率規制値に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4-50-21 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成20年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速燃費率の値、4-50-1-2(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑨ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力56kW以上75kW未満のもの)

区分		4-50-1-2(1)⑧関係				4-50-1-2(1)⑨関係		4-50-1-1⑩関係	
規制年	適用時期	モード規制値				適用関係告示機	ディーゼルモード(%)	無負荷急加速燃費率(%)	適用関係告示機
		CO	HC	NOx	PM				
なし	平15.9.30以前	なし	なし	なし	なし	1項7号	なし	なし	
平15	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	99項	40	100項	1項8号
平20	平20.10.1	平21.9.1	平21.9.1	平21.9.1	同上		30	30	

注1 モード規制値及び無負荷急加速燃費率規制値に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4-50-23 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成19年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速燃費率の値、4-50-1-2(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑨の規定の適用にあたってはディーゼルモードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑩ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力56kW以上75kW未満のもの)

区分		4-50-1-2(1)⑧関係				4-50-1-1⑩関係			
規制年	適用時期	モード規制値				適用関係告示機	無負荷急加速燃費率(%)	適用関係告示機	
		CO	HC	NOx	PM				
なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項7号	なし		
平15	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	99項	40	100項	1項8号
平20	平20.10.1	平21.9.1	平21.9.1	平21.9.1	同上		30	30	

注1 モード規制値及び無負荷急加速燃費率規制値に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4-50-22 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成19年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速燃費率の値、4-50-1-2(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

**適用表⑩ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力75kW以上130kW未満のもの）**

規制年	適用時期	4-50-1-2(1)⑩関係					4-50-1-2(1)⑩関係		4-50-1-1⑩関係					
		測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示機軸	適用関係 告示機軸	無負荷急 加速黒煙 規制値 (%)	適用関係 告示機軸				
			CO	HC	NOx	PM								
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし					
平15	SC	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.30	7.80	0.39	5項	40	100	同上	1項8号
平18	DR	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.27		25		25	

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

**4-50-24 従前規定の適用⑩**  
 軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであって、平成20年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1⑩の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)⑩の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

**適用表⑩ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力130kW以上560kW未満のもの）**

**適用表⑪ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力75kW以上130kW未満のもの）**

規制年	適用時期	4-50-1-2(1)⑪関係					4-50-1-2(1)⑪関係		4-50-1-1⑪関係					
		測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示機軸	適用関係 告示機軸	無負荷急 加速黒煙 規制値 (%)	適用関係 告示機軸				
			CO	HC	NOx	PM								
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし					
平15	SC	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.30	7.80	0.39	同上	同上	同上	同上	1項8号
同上	同上	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	同上	同上	同上					40

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

**4-50-23 従前規定の適用⑪**  
 軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであって、平成20年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑪の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)⑪の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)⑪の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

**適用表⑪ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力130kW以上560kW未満のもの）**

規制年	適用時期	4-50-1-2(1)⑫関係					4-50-1-2(1)⑫関係		4-50-1-1⑫関係					
		測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示機軸	適用関係 告示機軸	無負荷急 加速黒煙 規制値 (%)	適用関係 告示機軸				
			CO	HC	NOx	PM								
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし					
平15	SD	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	4.55	1.30	7.80	0.26	9項	40	100	同上	1項8号
平18	DR	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.23		25		25	

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

**4-50-25 従前規定の適用⑫**  
 ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）のうち、軽自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、次の適用表⑫の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1⑫の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)⑫の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

**適用表⑫ ガソリンを燃料とする軽二輪自動車（表略）**

**4-50-26 従前規定の適用⑬**  
 ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）のうち、小型自動車であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑬の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1⑬の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)⑬の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

**適用表⑬ ガソリンを燃料とする小型二輪自動車（表略）**

規制年	適用時期	4-50-1-2(1)⑬関係					4-50-1-2(1)⑬関係		4-50-1-1⑬関係					
		測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示機軸	適用関係 告示機軸	無負荷急 加速黒煙 規制値 (%)	適用関係 告示機軸				
			CO	HC	NOx	PM								
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし					
平15	SD	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	4.55	1.30	7.80	0.26	同上	同上	同上	同上	1項8号
同上	同上	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	同上	同上	同上					40

注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

**4-50-24 従前規定の適用⑭**  
 ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）のうち、軽自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、次に掲げる基準に適合するものであればよい。

**4-50-24-1 性能要件**  
**適用表⑭ ガソリンを燃料とする軽二輪自動車（表略）**

**4-50-25 従前規定の適用⑮**  
 ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）のうち、小型自動車であって平成20年8月31日以前に製作されたものについては、次に掲げる基準に適合するものであればよい。

**4-50-25-1 性能要件**  
**適用表⑮ ガソリンを燃料とする小型二輪自動車（表略）**

4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持  
 4-51-1 性能要件  
 4-51-1-2 書面等による審査  
 (1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項関係、細目告示第119条第2項関係）  
 ①～③（略）  
 (2)、(3)（略）

4-56 窒素酸化物排出自動車等の特例  
 4-56-1 性能要件（書面による審査）  
 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。  
 (1)・(2)（略）  
 (3) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における(1)又は(2)への適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。  
 ① 型式指定自動車であって原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造（以下4-56において「原動機等の変更」という。）若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証（法第59条第4項又は旅行規則第42条第2項の規定により、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提出に替えるときは、国から提示された完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面。以下同じ。）に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値  
 ② 一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。）であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証（旅行規則第36条第9項又は

4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持  
 4-51-1 性能要件  
 4-51-1-2 書面等による審査  
 (1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）、堅道基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項関係、細目告示第119条第2項関係）  
 ①～③（略）  
 (2)、(3)（略）

4-56 窒素酸化物排出自動車等の特例  
 4-56-1 性能要件（書面による審査）  
 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。  
 (1)・(2)（略）  
 (3) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における(1)又は(2)への適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。  
 ① 型式指定自動車であって原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造（以下4-56において「原動機等の変更」という。）若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値  
 ② 一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。）であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物及び

新旧対照表-55-

42条第2項の規定により、排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、排出ガス検査終了証の提出に替えるときは、国から提示された排出ガス検査終了証に記載すべき事項が記載された書面。以下同じ。等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値  
 ③～⑤（略）

粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値  
 ③～⑤（略）

4-61 前部霧灯  
 4-61-3 取付要件（視認等による審査）  
 (1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第33条第3項）  
 この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第43条第2項関係、細目告示第121条第3項関係）  
 ①～④（略）  
 ⑤ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。この場合において、「すべての位置から見通すことができる」とは、別添9 2.4の規定により審査したときに、審査の対象となる照明部のすべての部分が見通せることをいう（4-61、4-63から4-67まで、4-69から4-73まで、4-76から4-79まで及び4-81において同じ。）  
 ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、別添9 2.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること（4-61、4-63から4-67まで、4-69から4-73まで、4-76から4-79まで及び4-81において同じ。）  
 ⑥～⑩（略）  
 (2)（略）

4-61 前部霧灯  
 4-61-3 取付要件（視認等による審査）  
 (1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第33条第3項）  
 この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第43条第2項関係、細目告示第121条第3項関係）  
 ①～④（略）  
 ⑤ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。  
 ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。  
 ⑥～⑩（略）  
 (2)（略）

4-66 側方灯  
 4-66-3 取付要件（視認等による審査）

4-66 側方灯  
 4-66-3 取付要件（視認等による審査）

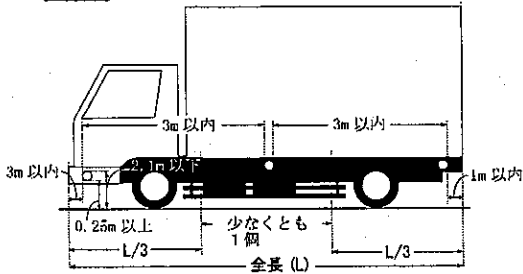
新旧対照表-56-

(1) (略)

①~⑥ (略)

長さが6mを超える自動車

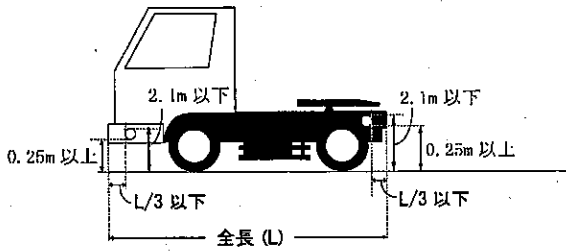
(参考図)



⑦、⑧ (略)

長さが6m以下の自動車

(参考図)



⑨~⑬ (略)

(1) (略)

①~⑥ (略)

⑦、⑧ (略)

⑨~⑬ (略)

新旧対照表-57-

4-67 側方反射器

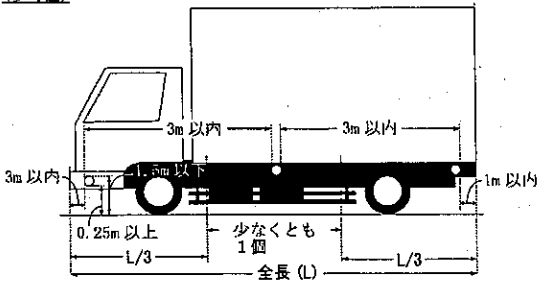
4-67-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①~③ (略)

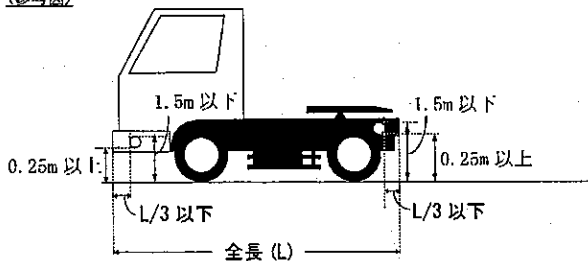
長さが6mを超える自動車

(参考図)



長さが6m以下の自動車

(参考図)



④~⑤ (略)

(2) (略)

4-67 側方反射器

4-67-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①~③ (略)

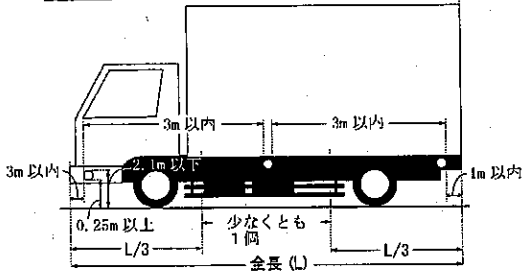
④~⑤ (略)

(2) (略)

新旧対照表-58-

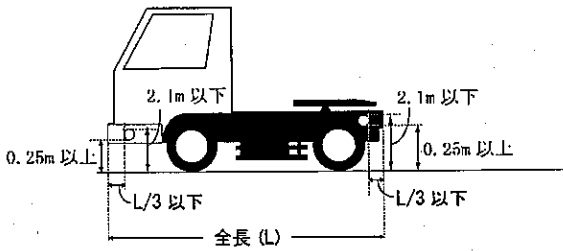
(1) (略)  
 ①～⑥ (略)  
 長さが6mを超える自動車

(参考図)



⑦、⑧ (略)

長さが6m以下の自動車  
 (参考図)



⑨～⑬ (略)

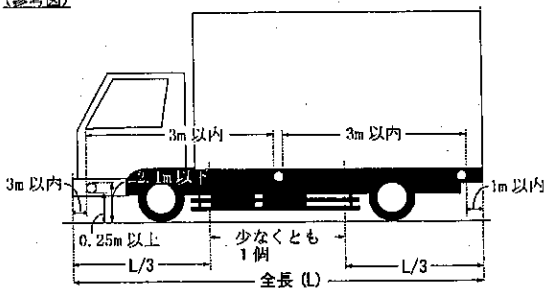
(1) (略)  
 ①～⑥ (略)

⑦、⑧ (略)

⑨～⑬ (略)

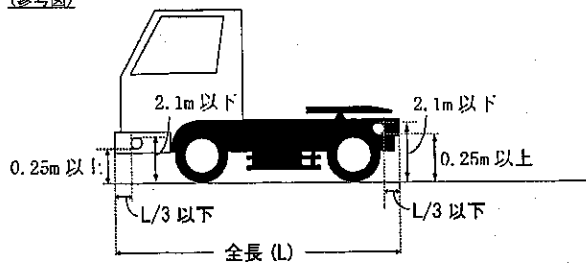
新旧対照表-57-

4-67 側方反射器  
 4-67-3 取付要件 (視認等による審査)  
 (1) (略)  
 ①～③ (略)  
 長さが6mを超える自動車  
 (参考図)



長さが6m以下の自動車

(参考図)



④～⑤ (略)  
 (2) (略)

4-67 側方反射器  
 4-67-3 取付要件 (視認等による審査)  
 (1) (略)  
 ①～③ (略)

④～⑤ (略)  
 (2) (略)

新旧対照表-58-

4-75 再帰反射材  
4-75-1 装置要件

自動車(次に掲げるものを除く。)の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。(保安基準第38条の3第1項関係)

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 二輪自動車
- ④ 側車付二輪自動車
- ⑤ カタピラ及びそりを有する軽自動車

4-75-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条の3第2項関係、細目告示第55条の2第1項関係、細目告示第133条の2第1項関係)

- ① 再帰反射材は、テープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は、50mm以上60mm以下であること。
- ② 再帰反射材は、損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- ③ 再帰反射材は、線状再帰反射材(自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。)又は輪郭表示再帰反射材(自動車の側面及び後面の輪郭を示すよう取り付けられるテープ状の再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。)のいずれかとする。
- ④ 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。
- ⑤ 特徴等表示再帰反射材(自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材であって、輪郭表示再帰反射材よりも低い反射係数を持つ反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。)は、輪郭表示再帰反射材と併用する場合に限って使用することができる。
- ② 次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第133条の2第2項関係)
  - ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材
  - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

4-75-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り

4-75 欠番

新旧対照表-59-

付けられなければならない。

- ① 線状再帰反射材は、地面に可能な限り平行に取り付けられていること。
- ② 線状再帰反射材は、その自動車の長さ及び幅の80%以上を識別できるように取り付けられていること。
- ③ 不連続の線状再帰反射材は、すべての再帰反射材の間隔が最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。
- ④ 線状再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるよう取り付けられていること。
- ⑤ 輪郭表示再帰反射材は、地面に可能な限り平行又は垂直に取り付けられていること。
- ⑥ 輪郭表示再帰反射材は、自動車の側面及び後面の輪郭を可能な限り正確に識別できるように取り付けられていること。
- ⑦ 不連続の輪郭表示再帰反射材は、すべての再帰反射材の間隔が最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。
- ⑧ 輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられるものは、その下縁の高さが地上0.25m以下となるよう取り付けられていること。
- ⑨ 特徴等表示再帰反射材は、他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側のみに取り付けられていること。
- (2) 次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第133条の2第4項関係)
  - ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材
  - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

4-78 後退灯

4-78-3 取付要件(視認等による審査)

- (1) (略)
- ①~③ (略)

長さが6mを超えるバス・トラック

(参考図)

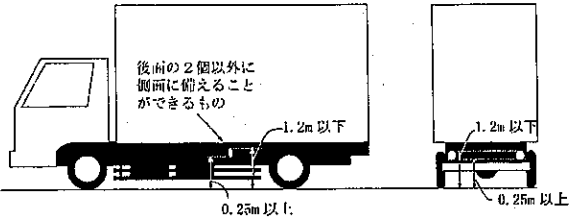
4-78 後退灯

4-78-3 取付要件(視認等による審査)

- (1) (略)
- ①~③ (略)

新旧対照表-60-

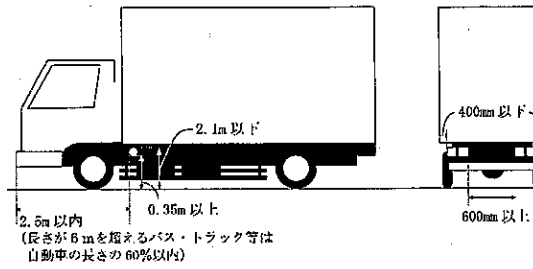




④～⑨ (略)  
(2) (略)

4-79 方向指示器  
4-79-3 取付要件 (視認等による審査)  
(1) (略)  
(2) (略)  
①～⑦ (略)

(参考図)

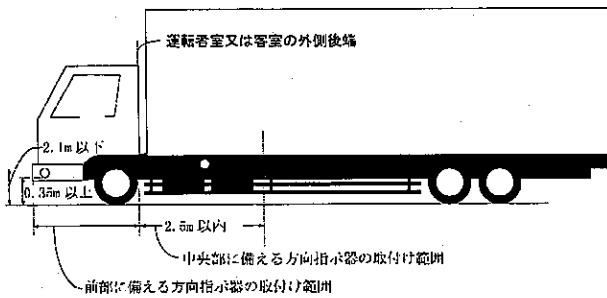


④～⑨ (略)  
(2) (略)

4-79 方向指示器  
4-79-3 取付要件 (視認等による審査)  
(1) (略)  
(2) (略)  
①～⑦ (略)

新旧対照表-61-

⑧～⑨ (略)  
(参考図)



⑩～⑮ (略)  
(3) (略)

4-82 その他の灯火等の制限  
4-82-1 装備要件  
(1)～(4) (略)

(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火〔色度が変化することにより視感度（見た目の明るさをいう。）が変化する灯火を含む。4-82-5から4-82-7までにおいて同じ。〕を備えてはならない。（細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項）  
(6) 自動車には、再帰反射材を除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。（細目告示第62条第7項関係、細目告示第140条第7項）  
(7)～(10) (略)

4-82-4 適用関係の整理  
4-82-5-1 装備要件  
(1)～(5) (略)

⑧～⑨ (略)

⑩～⑮ (略)  
(3) (略)

4-82 その他の灯火等の制限  
4-82-1 装備要件  
(1)～(4) (略)

(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火〔色度が変化することにより視感度（見た目の明るさをいう。4-82-5から4-82-7において同じ。）が変化する灯火を含む。〕を備えてはならない。（細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項）  
(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。（細目告示第62条第7項関係、細目告示第140条第7項）  
(7)～(10) (略)

4-82-4 適用関係の整理  
4-82-5-1 装備要件  
(1)～(5) (略)

(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反

新旧対照表-62-

(6) 自動車には、再帰反射材を除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。

(7)～(9) (略)

4-82-6-1 装備要件  
(1)～(5) (略)

(6) 自動車には、再帰反射材を除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。

(7)～(10) (略)

4-82-7-1 装備要件  
(1)～(5) (略)

(6) 自動車には、再帰反射材を除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。

(7)～(10) (略)

4-105 指定自動車等  
指定自動車等は、4-11 から 4-104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～④ (略)

④ 細目告示別添105「再帰反射材の技術基準」に定める基準（細目告示第55条の2関係）。

射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。

(7)～(9) (略)

4-82-6-1 装備要件  
(1)～(5) (略)

(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。

(7)～(10) (略)

4-82-7-1 装備要件  
(1)～(5) (略)

(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとする。

(7)～(10) (略)

4-105 指定自動車等  
指定自動車等は、4-11 から 4-104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～④ (略)

5-6 安定性  
5-6-1 テスタ等による審査  
(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係）

①～⑥ (略)

(2) (略)

5-6 安定性  
5-6-1 テスタ等による審査  
(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係）

①～⑥ (略)

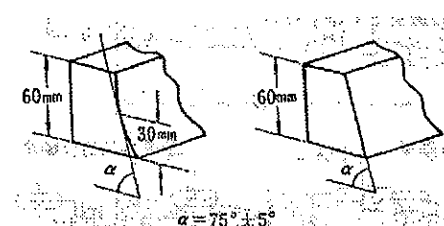
(2) (略)

(3) 最大安定傾斜角度は、次により計測又は算出した値とする。

① 傾斜角度測定機を用いて計測する場合にあっては、右側又は左側の前後車輪の外側面を傾斜角度測定機の車輪止めと接して被測定車を傾斜させたとき、反対側のすべての車輪が測定機の踏板を離れる瞬間における、踏板が水平面となす角度（単位は度（°）とし1°未満は切り捨てる。以下本章において同じ。）  
なお、空気ばね装置を有する自動車にあっては、レベリングバルブが作動しない状態にして計測を行う。

この場合において、車輪止めの形状は次図のうち何れかによるものを使用することとし、被測定車は安定性を増大させることを目的として臨時的に荷重を取り付け、又は輪距を変更する等の措置が施されていない。

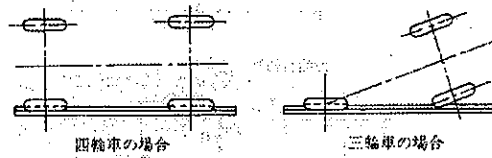
(図)



$\alpha = 75^\circ \pm 5^\circ$

また、自動車の前後車輪の最外側輪と傾斜角度測定機の踏板との接し方は、次の図によるものとする。

(四)



② 傾斜角度測定機を用いない場合にあっては、次により重心高及び安定幅を求め、それにより算出した値

ア 重心高の算出 (算式)

$$H = R \frac{L (w r' - w r) \sqrt{L^2 - h^2}}{w \cdot h}$$

ただし

H: 重心高

R: タイヤの有効回転半径 (前後のタイヤの有効回転半径が異なるときは、両者の平均値とする。)

L: 軸距

h: 前車輪を揚げたときの揚程

ただし、前車輪は可能な限り60cm以上揚げるものとする。

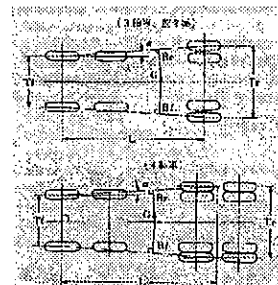
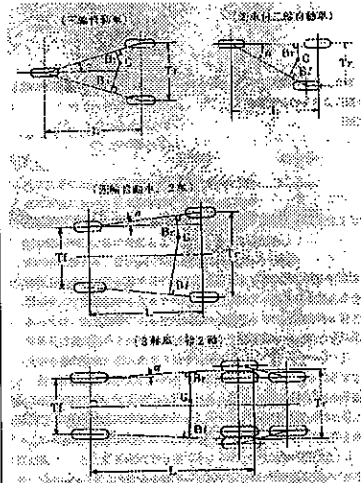
w: 車両重量

w r: 空車状態の被測定車を平坦な面に置いたときの後軸重

w r': 前車輪をよだけ揚げたときの後軸重 (この場合において、前2軸又は独立した軸を有する自動車にあっては、中間の軸の車輪が接地しないようにして後軸重を計測する。)

イ 安定幅の算出

(参考図)



(算式)

$$\begin{aligned} \cos \theta &= \frac{B_r - \cos \alpha (w_f / L + T_f + w_r / L + T_r)}{W} \\ \sin \theta &= \frac{B_l - \cos \alpha (w_l / L + T_l + w_r / L + T_r)}{W} \\ \tan \alpha &= \frac{T_r - T_l}{2L} \end{aligned}$$

ただし

$B_r$  : 右側安定幅

$B_l$  : 左側安定幅

$T_f$  : 前車輪の輪距

$T_r$  : 後車輪の輪距

$L$  : 軸距

$w$  : 車両重量

$w_{fl}$  : 左側前輪荷重

$w_{fr}$  : 右側前輪荷重

$w_{rl}$  : 左側後輪荷重

$w_{rr}$  : 右側後輪荷重

$\alpha$  : 前後車輪の接地部中心点を結ぶ直線が、車両中心線と交わってなす角度

$G$  : 重心位置

ウ 最大安定傾斜角度の算出

(算式)

$$\text{右側 } \tan \beta = B_r / H$$

$$\text{左側 } \tan \beta = B_l / H$$

ただし

$\beta$  : 最大安定傾斜角度

$H$  : 重心高

$B_r$  : 右側安定幅

$B_l$  : 左側安定幅

- ③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態において①又は②に準じて測定又は算出するものとする。

新旧対照表-67-

5-13 かじ取装置

5-13-1-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 自動車(次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、視認その他適切な方法により審査したときに、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第11条第2項関係、細目告示第169条第2項関係)

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量1.5t以上のもの
- ④ ③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ カタビラ及びびそりを有する軽自動車
- ⑧ 大型特殊自動車
- ⑨ 小型特殊自動車
- ⑩ 被牽引自動車

(3) 次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第169条第2項関係)

- ① 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの
- ③ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあったかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
- ④ 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められるかじ取装置であって、4-13-1-3 (3)の規定によるもの

5-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

5-27-1 性能要件(視認等による審査)

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1)、(2) (略)

[オフセット衝突時の乗員保護性能]

(3) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、視認その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第3項関係、細目告示第178条第9項関係)

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの

5-13 かじ取装置

5-13-1-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに最高速度50km/h未満の自動車を除く。)のかじ取装置は、視認その他適切な方法により審査したときに、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。ただし、かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が35°を超える構造のかじ取装置にあっては、この限りでない。(保安基準第11条第2項関係、細目告示第169条第2項及び第3項関係)

(3) 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第169条第2項関係)

5-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

5-27-1 性能要件(視認等による審査)

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1)、(2) (略)

[オフセット衝突時の乗員保護性能]

(3)、(4) 欠番

新旧対照表-68-

<p>② ①の自動車の形状に類する自動車  ③ 車両総重量2.5tを超える自動車  ④ ③の自動車の形状に類する自動車  ⑤ 二輪自動車  ⑥ 側車付二輪自動車  ⑦ カタビラ及びびそりを有する軽自動車  ⑧ 大型特殊自動車  ⑨ 小型特殊自動車  ⑩ 被牽引自動車</p> <p>(4) 次に掲げる車種及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損うおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第9項関係)</p> <p>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車種及び車体  ② 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車種及び車体と同一の構造を有する車種及び車体  ③ 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車種及び車体であって、4-27-1(6)に規定するもの</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能]  (5) 座席の地上面からの高さ(最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方100mmの位置の地上面からの高さをいう。)が700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車種及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第4項関係、細目告示第178条第10項関係)  ①~⑩ (略)</p> <p>(6) 次に掲げる車種及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損うおそれのある損傷のないものは、(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第10項関係)  ①~③ (略)</p> <p>④ 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車種及び車体であって、4-27-1(9)の規定によるもの (略)</p> <p>[歩行者保護性能]  (7) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車種及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第5項関係、細目告示第178条第11項関係)  ①~⑩ (略)</p> <p>(8) ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分)の表面に鋭い突起を有しない車種及び車体は、(7)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第11項関係)</p>	<p>[側面衝突時の乗員保護性能]  (5) 座席の地上面からの高さ(最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方100mmの位置の地上面からの高さをいう。)が700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車種及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第4項関係、細目告示第178条第9項関係)  ①~⑩ (略)</p> <p>(6) 次に掲げる車種及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損うおそれのある損傷のないものは、(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第9項関係)  ①~③ (略)</p> <p>④ 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車種及び車体であって、4-27-1(9)の規定によるもの</p> <p>[歩行者保護性能]  (7) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車種及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第5項関係、細目告示第178条第10項関係)  ①~⑩ (略)</p> <p>(8) ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの)の表面に鋭い突起を有しない車種及び車体は、(7)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第10項関係)</p>
--	---

<p>合するものとする。(細目告示第178条第11項関係)</p> <p>5-28 車体表示  5-28-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の車体の後面には、最大積載量(タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名)を表示しなければならない。(保安基準第18条第6項、細目告示第178条第12項)</p> <p>(2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第18条第7項関係、細目告示第178条第13項関係)  ①~③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能  5-50-1 性能要件(テスト等による審査)</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値(暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を60cm程度挿入して測定したものとす。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。)及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用する。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p>	<p>合するものとする。(細目告示第178条第10項関係)</p> <p>5-28 車体表示  5-28-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の車体の後面には、最大積載量(タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名)を表示しなければならない。(保安基準第18条第4項、細目告示第178条第10項)</p> <p>(2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第18条第5項関係、細目告示第178条第11項関係)  ①~③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能  5-50-1 性能要件(テスト等による審査)</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値(暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を60cm程度挿入して測定したものとす。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。)及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用する。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p>
---	---

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア 2サイクルの原動機を備えた自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800
イ 二輪自動車	3.0%	100万分の1,000
ウ 4サイクルの原動機を備えた軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	2%	100万分の500
エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊又は小型特殊自動車	1%	100万分の500
オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

【軽油、無負荷急加速黒煙規制】

② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪車を含む。）を除く。）並びに定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件下で原動機を無負荷（原動機を無負荷の状態にすることができない構造の自動車にあっては、当該原動機の負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが普通自動車及び小型自動車にあっては25%以下、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。

この場合において、原動機を無負荷のままに加速ペダルを急速に一杯踏み込み、直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。

なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

自動車の種別	黒煙
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40%
イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35%
ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30%
エ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25%

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800
イ 二輪自動車	3.0%	100万分の1,000
ウ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	2%	100万分の500
エ アからウまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

【軽油、無負荷急加速黒煙規制】

② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車〔二輪自動車（側車付二輪車を含む。）を除く。〕並びに大型特殊自動車及び小型特殊自動車（定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものに限る。）は、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件下で原動機を無負荷のままに急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては40%以下）でなければならないこと。

この場合において、原動機を無負荷のままに加速ペダルを急速に一杯踏み込み、直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。

なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

5-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5-51-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②から④までの規定は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）並びに大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係）

①~④（略）

(2)（略）

5-61 前部霧灯

5-61-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第33条第3項）

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第199条第3項関係）

①~④（略）

⑤ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。この場合において、「すべての位置から見通すことができる」とは、別添9 2.4の規定により審査したときに、審査の対象となる照明部のすべての部分が見通せることをいう。（5-61、5-63から5-67まで、5-69から5-73まで、5-76から5-79まで及び5-81において同じ。）

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、別添9 2.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること（5-61、5-63から5-67まで、5-69から5-73まで、5-76から5-79まで及び5-81において同じ。）

⑥~⑯（略）

(2)（略）

5-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5-51-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②から④までの規定は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係）

①~④（略）

(2)（略）

5-61 前部霧灯

5-61-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第33条第3項）

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第199条第3項関係）

①~④（略）

⑤ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

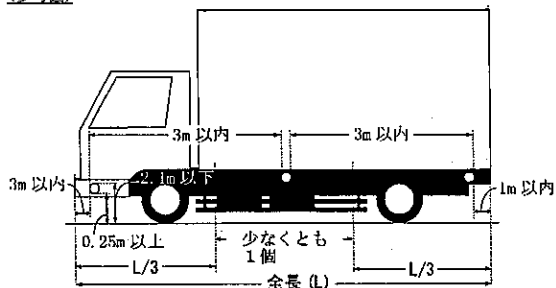
⑥~⑯（略）

(2)（略）

5-66 側方灯  
 5-66-3 取付要件 (視認等による審査)  
 (1) (略)  
 ①~⑥ (略)

長さが6mを超える自動車

(参考図)



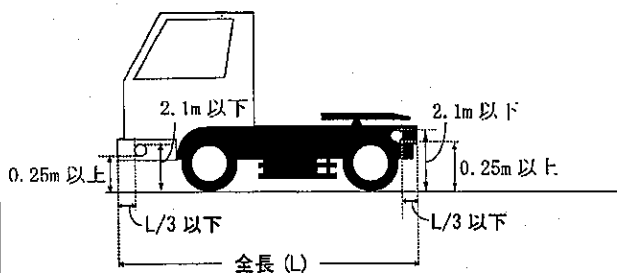
⑦, ⑧ (略)

長さが6m以下の自動車

(参考図)

5-66 側方灯  
 5-66-3 取付要件 (視認等による審査)  
 (1) (略)  
 ①~⑥ (略)

⑦, ⑧ (略)

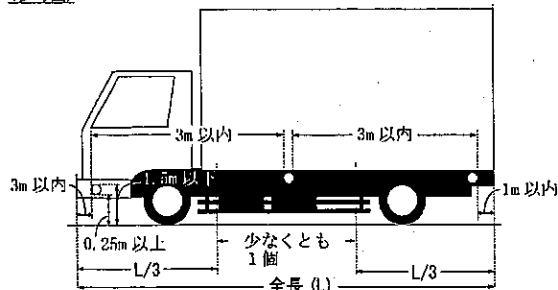


⑨~⑬ (略)

5-67 側方反射器  
 5-67-3 取付要件 (視認等による審査)  
 (1) (略)  
 ①~③ (略)

長さが6mを超える自動車

(参考図)

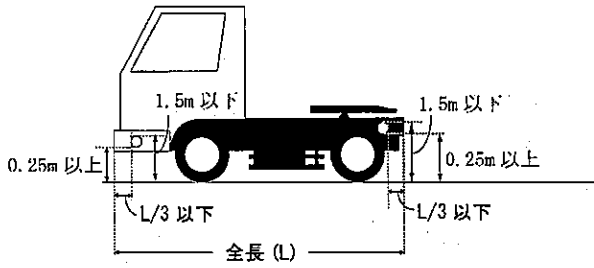


⑨~⑬ (略)

5-67 側方反射器  
 5-67-3 取付要件 (視認等による審査)  
 (1) (略)  
 ①~③ (略)

長さが6m以下の自動車

(参考図)



④～⑤ (略)  
(2) (略)

④～⑤ (略)  
(2) (略)

5-75 再帰反射材

5-75-1 装備要件

自動車(次に掲げるものを除く。)の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。(保安基準第38条の3第1項関係)

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 二輪自動車
- ④ 側車付二輪自動車
- ⑤ カタビラ及びびそりを有する軽自動車

5-75-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条の3第2項関係、細目告示第211条の2第1項関係)

- ① 再帰反射材は、テープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は、50mm以上60mm

5-75 欠番

新旧対照表-75-

以下であること。

- ② 再帰反射材は、損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。
  - ③ 再帰反射材は、線状再帰反射材(自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。5-75-2及び5-75-3において同じ。)又は輪郭表示再帰反射材(自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。5-75-2及び5-75-3において同じ。)のいずれかとする。
  - ④ 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。
  - ⑤ 特徴等表示再帰反射材(自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材であって、輪郭表示再帰反射材よりも低い反射係数を持つ反射材をいう。5-75-2及び5-75-3において同じ。)は、輪郭表示再帰反射材と併用する場合に限って使用することができる。
  - (2) 次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損う損傷等ないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第211条の2第2項関係)
    - ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材
    - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材
- 5-75-3 取付要件(視認等による審査)
- (1) 再帰反射材は、その性能を損わないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
    - ① 線状再帰反射材は、地面に可能な限り平行に取り付けられていること。
    - ② 線状再帰反射材は、その自動車の長さ及び幅の80%以上を識別できるように取り付けられていること。
    - ③ 不連続の線状再帰反射材は、すべての再帰反射材の間隔が最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。
    - ④ 線状再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるよう取り付けられていること。
    - ⑤ 輪郭表示再帰反射材は、地面に可能な限り平行又は垂直に取り付けられていること。
    - ⑥ 輪郭表示再帰反射材は、自動車の側面及び後面の輪郭を可能な限り正確に識別できるように取り付けられていること。
    - ⑦ 不連続の輪郭表示再帰反射材は、すべての再帰反射材の間隔は最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。
    - ⑧ 輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられるものは、その下縁の高さが地上0.25m以下となるよう取り付けられていること。
    - ⑨ 特徴等表示再帰反射材は、他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側のみに取り付けられていること。
  - (2) 次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損う損傷等ないものは、(1)の基

新旧対照表-76-



準に適合するものとする。(細目告示第211条の2第4項関係)

- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき、灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

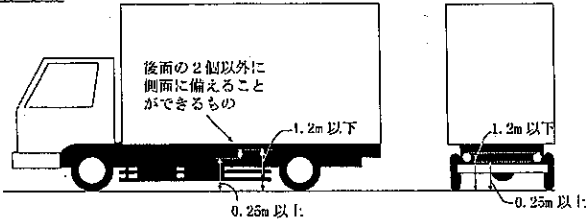
5-78 後退灯

5-78-3 取付要件 (視認等による審査)

- (1) (略)
- ①~③ (略)

長さが6mを超えるバス・トラック

(参考図)



- ④~⑥ (略)
- (2) (略)

5-79 方向指示器

5-79-3 取付要件 (視認等による審査)

- (1) (略)
- (2) (略)
- ①~⑦ (略)

5-78 後退灯

5-78-3 取付要件 (視認等による審査)

- (1) (略)
- ①~③ (略)

- ④~⑥ (略)
- (2) (略)

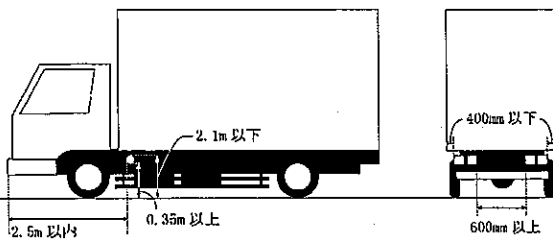
5-79 方向指示器

5-79-3 取付要件 (視認等による審査)

- (1) (略)
- (2) (略)
- ①~⑦ (略)

新旧対照表-77-

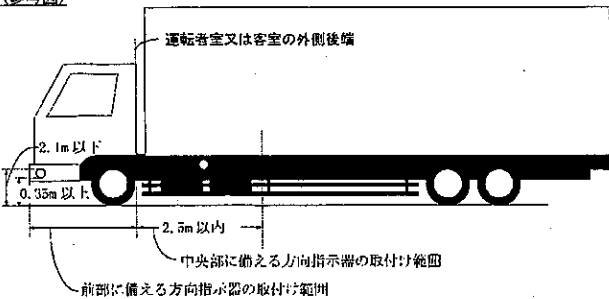
(参考図)



2.5m以内  
(長さが6mを超えるバス・トラック等は  
自動車中の長さの60%以内)

- ⑧~⑩ (略)

(参考図)



- ⑩~⑮ (略)
- (3) (略)

- ⑧~⑩ (略)

- ⑩~⑮ (略)
- (3) (略)

新旧対照表-78-

5-82 その他の灯火等の制限  
 5-82-1 装備要件  
 自動車には、5-57 から 5-81 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 2 項関係)  
 (1)~(6) (略)  
 (6) 自動車には、再帰反射材を除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 7 項)  
 (7)~(10) (略)

別添 1 改造自動車審査要領  
 7. 審査及び審査結果の通知等  
 (1) 届出を受理した事務所長等は、届出書、説明書及び添付資料により改造自動車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。  
 なお、書面審査は、次により行うものとする。  
 ① 略  
 ② 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査  
 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

5-82 その他の灯火等の制限  
 5-82-1 装備要件  
 自動車には、5-57 から 5-81 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 2 項関係)  
 (1)~(5) (略)  
 (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 7 項)  
 (7)~(10) (略)

別添 1 改造自動車審査要領  
 7. 審査及び審査結果の通知等  
 (1) 届出を受理した事務所長等は、届出書、説明書及び添付資料により改造自動車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。  
 なお、書面審査は、次により行うものとする。  
 ① 略  
 ② 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査  
 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

提出書	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
1.、2. (略) 3. 添付資料 ①~④(略) ⑤最大安定傾斜角度計算書	(略)	前車軸を持ち上げて重心の移動量により重心位置を求める場合には、その揚程は 60 cm 以上とする。計算により求める場合には、 <u>4-2-6-1 (3) ②</u> に基づく算式で計算するものとする。	(略) 改造後の最大安定傾斜角度の <u>実測</u> がされているもの。	計算値が保安基準の規定値より <u>2 度以上(モーメント法にあつては 5 度以上)</u> の余裕がない場合は実測する。

提出書	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
1.、2. (略) 3. 添付資料 ①~④(略) ⑤最大安定傾斜角度計算書	(略)	前車軸を持ち上げて重心の移動量により重心位置を求める場合には、その揚程は 60 cm 以上とする。計算により求める場合には、 <u>4-2-6-1 (3) 又は 5-2-6-1 (3)</u> に基づく算式で計算するものとする。	(略)	計算値が保安基準の規定値より <u>2 度以上</u> の余裕がない場合は実測する。

新旧対照表-79-

⑥~⑩(略)

別添 6 (4-50-1-1、5-50-1 関係)  
 無負荷急加速黒煙の測定方法

1.、2. (略)

3. 自動車の状態  
 3.1 自動車は停止状態とし、十分に暖機されていることとする。  
 3.2 変速機の位置は中立とし、原動機を無負荷の状態とする。この場合において、原動機を無負荷の状態にすることができない構造のものにあつては、付属装置(油圧ポンプ等)による原動機の負荷の一部を切り離す等により原動機の負荷を最小にして測定することができる。

4. 黒煙の測定  
 4.1 プローブの挿入  
 黒煙は、自動車の排気管内にプローブ(黒煙測定器の排出ガス採取部)を 20cm 程度挿入して測定する。ただし、プローブを 20cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。

4.2 自動車の運転条件  
 (略)  
 4.2.1 (略)  
 4.2.2 (略)  
 4.2.3 (略)  
 4.2.4 4.2.3 に掲げる操作を継続して、さらに 2 回繰り返す。  
 (参考図) (略)

4.3 (略)  
 4.3.1 ポンプ式の排気煙採取装置により、4.2.3 及び 4.2.4 において加速ペダルを踏み込み始めたときから、ろ紙を通して、排出物を 0.330L 吸引する。  
 4.3.2 (略)  
 5. (略)

⑥~⑩(略)

別添 6 (4-50-1-1、5-50-1 関係)  
 無負荷急加速黒煙の測定方法

1.、2. (略)

3. プローブの挿入  
 黒煙は、暖気状態の自動車の排気管内にプローブ(黒煙測定器の排出ガス採取部)を 20cm 程度挿入して測定する。ただし、プローブを 20cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。

4. 自動車の状態  
 自動車は停止状態とし、変速機の変速位置は中立とする。

5. 黒煙の測定  
 5.1 自動車の運転条件  
 (略)  
 5.1.1 (略)  
 5.1.2 (略)  
 5.1.3 (略)  
 5.1.4 5.1.3 に掲げる操作を継続して、さらに 2 回繰り返す。  
 (参考図) (略)

5.2 黒煙の採取  
 5.2.1 ポンプ式の排気煙採取装置により、5.1.3 及び 5.1.4 において加速ペダルを踏み込み始めたときから、ろ紙を通して、排出物を 0.330L 吸引する。  
 5.2.2 (略)  
 6. (略)

新旧対照表-80-

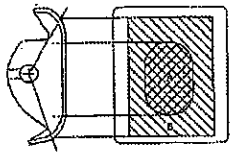
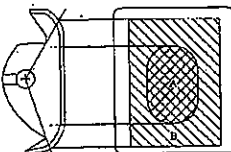
別添9 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法  
(別添のとおり)

別添9 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法  
(別添のとおり)

附 則 (平成17年12月22日検査法人規程第14号)  
この規程は、平成17年12月26日から施行する。

新	旧
<p>別添9 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>1. 適用範囲 この測定方法は、自動車の灯火器及び反射器並びに指示装置(以下「灯火等」という。)の照明部、個数、取付位置等の測定方法について適用する。</p> <p>2. 照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>2.1. 照明部及び反射部の測定方法 灯火等の照明部又は反射部(以下「照明部等」という。)の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準を測定により判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等について、次により取り扱うものとする。この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面上に設置し、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車にあっては空車状態の自動車の運転者1名(55kg)のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあっては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品(スペアタイヤを含む。)をすべて装備した状態とする。</p> <p>2.1.1. 前照灯等の照明部 照明部は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯及び後退灯の場合には、レンズ部とする。 提出された書面等によって、有効反射面の開口部(プロジェクター型のものにあつては内面の集光レンズの開口径)をレンズ面上へ投影した部分が明らかとなる場合には、レンズ面上へ投影した部分を照明部とすることができる。</p> <p>2.1.2. 車幅灯等の照明部 照明部は、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯の場合には、レンズ部とする。 提出された書面等によって、直接光が図面上において入射するレンズ部又は中心光度の98%の光度となるレンズ部が明らかとなる場合には、直接光が図面上において入射するレンズ部又は中心光度の98%の光度となるレンズ部を照明部とすることができる。(次図参照)</p>	<p>別添9 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>1. 適用範囲 この測定方法は、自動車の灯火器及び反射器並びに指示装置の照明部、個数、取付位置等の測定方法について適用する。</p> <p>2. 照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>2.1. 照明部及び反射部の測定方法 灯火等の照明部又は反射部(以下「照明部等」という。)の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準について、実測することにより判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等を次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>2.1.1. 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯の照明部 レンズ部分として取り扱うものとし、有効反射面の開口部(プロジェクター型のものにあつては内面の集光レンズの開口径)をレンズ面上へ投影した部分が明らかとなる書面等の提出がある場合には、当該部分として差し支えない。</p> <p>2.1.2. 車幅灯、前部上側端灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯の照明部 レンズ部分として取り扱うものとし、直接光が図面上入射するレンズ部分又は中心光度の98%の光度となるレンズ部分(次図参照)が明らかとなる書面等の提出がある場合には、当該部分とすることができる。</p>

1

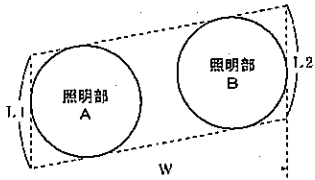
 <p>A: 中心光度の98%の光度となるレンズ部 B: 直接光が図面上において入射するレンズ部</p> <p>2.1.3. 照明部の大きさ 「照明部の大きさ」とは、別に定める場合を除き、自動車の前方又は後方に向けて照射し又は表示する灯火器又は指示装置にあっては車両中心面に直角な鉛直面へのレンズ部の投影面積とし、自動車の側方に向けて照射又は表示する灯火又は指示装置にあっては車両中心面に平行な鉛直面へのレンズ部の投影面積とする。この場合において、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。</p> <p>2.1.4. 反射器の反射部 前部反射器、側方反射器及び後部反射器の反射部は、外からの光を反射するために光学的に設計されたレンズ部とする。</p> <p>2.1.5. 反射部の大きさ 「反射部の大きさ」とは、別に定めるもののほか、自動車の前方又は後方に向けて反射光を反射する反射器にあっては車両中心面に直角な鉛直面へのレンズ部の投影面積とし、自動車の側方に向けて反射する反射器にあっては車両中心面に平行な鉛直面へのレンズ部の投影面積とする。この場合において、不透明なモール等により仕切られた反射部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。</p> <p>2.2. 灯火等の個数の取扱方法 灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>2.2.1. 前照灯等の個数 灯火器の個数は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯の場合には、照明部の数とする。 ただし、同一の灯火器内に複数の照明部を有する灯火器であつて、当該灯火に係る性能基準(走行用前照灯及びすれ違い用前照灯にあっては4-105①、前部霧灯にあっては4-105②、側方照射灯にあっては4-105③をいう。)を満たすものであり、かつ、次のいずれかの要件を満たすものは、これを1個とみなすことができる。 2.2.1.1. 車両中心面に直角又は平行である鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上のもの(例1(1)参照) 2.2.1.2. 基準軸(灯火等が主として照明し、又は反射する方向の軸をいう。以下同じ。)</p>	 <p>A: 中心光度の98%の光度となるレンズ部分 B: 直接光が図面上入射するレンズ部分</p> <p>2.1.3. 前部反射器、側方反射器及び後部反射器の反射部 外からの光を反射するために光学的に設計されたレンズ部分とする。 反射部の大きさは、別に定めるもののほか、自動車の前方又は後方に向けて反射光を反射する反射器にあっては車両中心面に直角な鉛直面への当該レンズ部分の投影面積とし、自動車の側方に向けて照射又は表示する反射器にあっては車両中心面に平行な鉛直面への当該レンズ部分の投影面積とする。この場合において、不透明なモール等により仕切られた反射部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。</p> <p>2.2. 灯火等の照明部等の最外縁に係る自動車の最外側からの距離の測定方法 灯火等の照明部等の最外縁に係る自動車の最外側からの距離についての基準の適用については、側方方向指示器、側方灯等は、自動車の最外側に含まないものとする。</p> <p>2.3. 灯火等の個数の測定方法 灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>2.3.1. 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯については、照明部の数とする。</p>
---	---

2

に直角の方向に測定した2つの隣接する投影面の最短距離が15mm以下のもの（例1(2)参照）

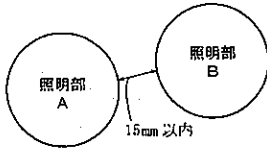
〈例1〉 灯火等の数を1個とみなすことができる場合

(1) 照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上



$$\text{照明部面積}(A+B) \geq 0.6 \{ (L1+L2)W / 2 \}$$

(2) 基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影面の最短距離が15mm以下



2.2.2. 車幅灯等の個数

灯火等の個数は、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯の場合には、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分をいう。以下同じ。）の数とする。（例2及び例3参照）

ただし、次のいずれかの要件を満たす灯火等は、これを1個とみなすことができる。

2.2.2.1. 灯室が一体となっている灯火器であって、照明部が不透明なモールなどにより仕切られたもの（例4参照）

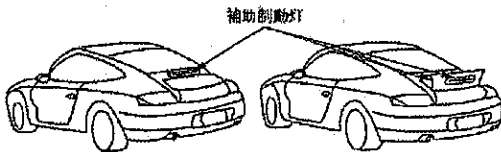
2.2.2.2. 同一の灯火器内に灯室を2以上有する灯火器であって、2.2.1.1.又は2.2.1.2.のいずれかの要件を満たすもの（例5(1)又は例5(2)参照）

2.2.2.3. 同一の機能を有する2個の独立した灯火器（車幅灯、前部上側端灯、尾灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器及び非常点滅表示灯に限る。）であって、2.3.1.1.の要件を満たすもの

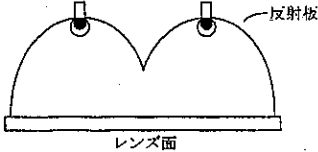
2.2.2.4. 車面中心面と交差して、車面中心面上の前後方向に2個の独立した灯火器を有

車幅灯、前部上側端灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯については、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分）の数とする。また、照明部が不透明なモールなどにより仕切られた灯火器は、これに関係なく灯室が一体であるものは1個とみなす。ただし、灯室を2以上有するものであって、車面中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小長方形の面積の60%以上のものは、灯室の数に関係なく、これを1個とみなすことができる。（下図参照）

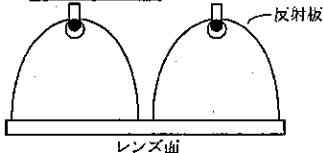
する補助制動灯であって、照明部が同時に点灯せず、かつ、車両の後方から水平に見通した場合に、1個の照明部に限って視認することができるもの。（次図右側参照）



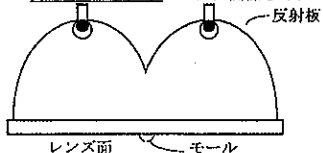
〈例2〉 灯火等の個数は、1個とする。



〈例3〉 灯火等の個数は、2個とする。

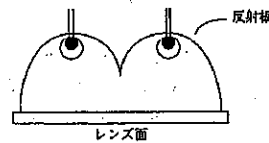


〈例4〉 灯火等の個数は、モールに関係なく、1個とみなす。

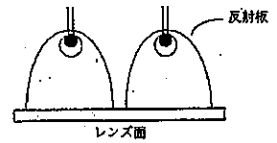


〈例5〉 例2に該当する場合であって、次のいずれかのときは、灯火等の数を1個とみ

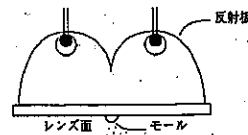
〈例1：1個とみなす。〉



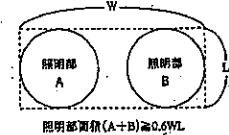
〈例2：2個とみなす。〉



〈例3：モールに関係なく1個とみなす。〉

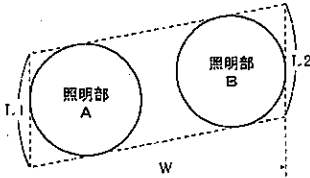


〈例4：例2において、以下の場合は1個とみなすことができる。〉



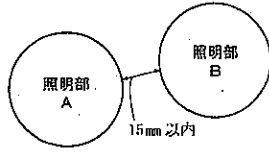
なすことができる。

(1) 照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上



$$\text{照明部面積} (A+B) \geq 0.6 \{ (L1+L2)W / 2 \}$$

(2) 基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影面の最短距離が15mm以下



### 2.2.3. 反射器の個数

灯火等の個数は、反射器の場合には、反射器が連続して構成されている部分の数とする。

ただし、同一の灯火器内に反射器が連続して構成されていない反射器のうち、次のいずれかの要件を満たすものは、これを1個とみなすことができる。

- 2.2.3.1. 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた反射器又はこれに準ずる性能を有する反射器
- 2.2.3.2. 施行規則第63条に基づく保安装置の型式認定を受けた反射器又はこれに準ずる性能を有する反射器
- 2.2.3.3. 反射部を2以上有する反射器であって、次のいずれかの要件を満たすもの
  - 2.2.3.3.1. 車両中心面に直角又は平行である鉛直面への反射部の投影面積が当該反射部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上のもの
  - 2.2.3.3.2. 反射部の基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影面の最短距離が15mm以下のもの

### 2.3. 照明部等の最外縁に係る距離の測定方法

2.3.2. 反射器については、反射器が連続して構成されている部分の数とする。ただし、連続していないものうち、法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた装置及び施行規則第63条に基づく保安装置の型式認定を受けたもの並びにこれに準ずる性能を有するもの又は反射部を2以上有するものであって車両中心面に直角又は平行な鉛直面への反射部の投影面積が当該反射部の投影に外接する最小長方形の面積の60%以上のものは、これを1個とみなすことができる。

2.3.3. 補助制動灯のうち、車両中心面上の前後に2個の照明部を有し、その照明部が同時に点灯せず、かつ、車両の後方から水平に見通した際に、1個の照明部に限って視認することができる構造のものは、2.3.1.前段の規定にかかわらず、1個の補助制動灯とみなすことができる（下図参照）。

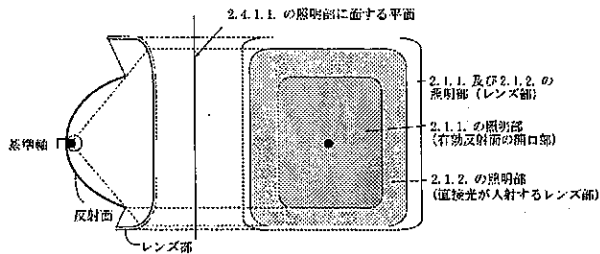
灯火等の照明部等の最外縁について、自動車の最外側からの距離を測定する場合には、側面に備えられた灯火等であって自動車の最外側となる部位を除くものとする。

### 2.4. 灯火等の見通し要件の審査方法

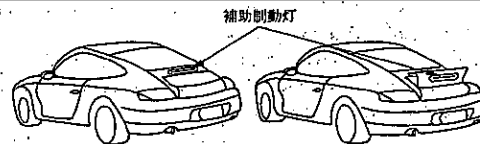
灯火等の照明部等の見通し要件（4-57から4-81及び5-57から5-81で規定する所定の角度で囲まれた範囲における見通しの要件をいう。）に係る審査は、次により行うものとする。

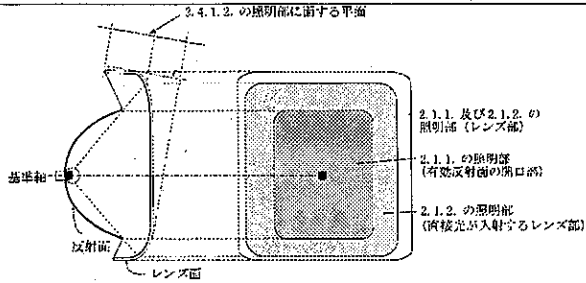
#### 2.4.1. 見通し要件の審査の対象となる照明部等

2.4.1.1. 見通し要件の審査は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、後退灯、方向指示器、非常点滅表示灯及び制動灯の場合には、2.1.1.又は2.1.2.で規定する照明部であって、当該灯火器の基準軸に垂直な平面に面する部分について行うものとする。（次図参照）。



2.4.1.2. 見通し要件の審査は、補助制動灯、車幅灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、前部上側照灯、後部上側照灯及び側方灯の場合には、2.1.1.又は2.1.2.で規定する照明部であって、当該灯火器の観測方向に垂直な平面に面する部分について行うものとする。（次図参照）。





2.4.1.3. 見通し要件の審査は、前部反射器、側方反射器及び後部反射器の場合には、2.1.3. で規定する反射部であって、当該反射器の観測方向に垂直な平面に面する部分について行うものとする。

2.4.2. 見通しに係る要件の審査

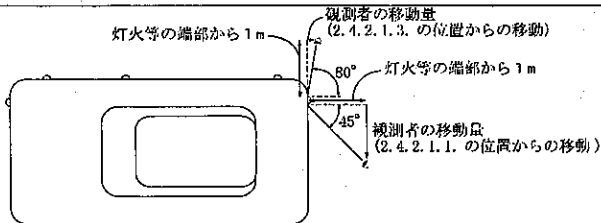
2.4.2.1. 見通し要件の審査は、2.4.1. の照明部等を審査する者（以下「観測者」という。）が、次により観測する位置を移動することにより行うものとする。

2.4.2.1.1. 観測者は、当該灯火等の照明部等の端部から、自動車の前後に取り付けられている灯火等に対しては車両中心面に対して平行の方向に、自動車の側方に取り付けられている灯火等に対しては車両中心面に対して垂直の方向に、それぞれ1m離れた位置に移動する。

2.4.2.1.2. 観測者は、審査する灯火等の見通しに係る要件の角度に応じて、表1に掲げる「観測者の移動量」を移動するものとし、移動する方向は、上下方向の審査にあたっては垂直方向、内外方向の審査にあたっては水平方向とする。

2.4.2.1.3. 見通し要件の角度が45度を超える灯火等の審査にあたっては、2.4.2.1.1. の規定に係わらず、当該灯火等の照明部等の端部から、自動車の前後に取り付けられている灯火等に対しては車両中心面に対して垂直の方向に、自動車の側方に取り付けられている灯火等に対しては車両中心面に対して平行の方向に、それぞれ1m離れた位置に移動することができる。この場合において、2.4.2.1.2. の移動については、表1に掲げる「角度が45度を超える場合の観測者の移動量」によるものとする。

〈例6〉 自動車の前後に取り付けられている灯火等の観測位置の例



〈表1〉

見通し要件の 角度 (度)	観測者の移動量X (cm)	角度が45度を超える場合の 観測者の移動量Y (cm)
5	10	
10	20	
15	30	
20	40	
25	50	
30	60	
35	80	
40	90	
45	100	
50	120	80
55	150	70
60	180	50
65	220	40
70	280	30
75	380	20
80	570	10
85	1150	0

(参考) 第4章及び第5章における灯火等の見通し要件の角度

灯火等		灯火等の見通し要件の角度(度)				
		上方	下方	外側	内側	
○前部霧灯		5	5	45	10	
○後退灯(後面に備えるもの)		15	5	45	45 30(2倍備えるもの)	
○方向指示器	前面	15	15	80 45(※2)	45	
	後面	15	15 5(※1)	80 45(※2)	45	
	側面	大型貨物車等以外	15	15 5(※1)	60(後方)	-5(後方)
		大型貨物車等	30	5	60(後方)	-5(後方)
非常点滅表示灯		方向指示器に同じ				
○制動灯		15	15 5(※1)	45	45	
補助制動灯		10	5	10	10	
○車幅灯		15	15 5(※1)	80 45(※2)	45	
○尾灯		15	15 5(※1)	80 45(※2)	45	
○後部霧灯		5	5	25	25	
○駐車灯		15	15 5(※1)	45	45 0(両側面に備えるもの)	
○後部反射器	排気自動車以外	10	10 5(※1)	30	30	
	排気自動車	15	15 5(※1)	30	30	
側方反射器		10	10 5(※1)	45(前方)	45(後方)	
○側方灯	6m以上の自動車	10	10 5(※1)	45	45	
	6m以下の自動車	10	10 5(※1)	30	30	

- 注1. 本表の対象とする自動車には、二輪自動車及び側車付二輪車を含まない。  
 2. ※1の角度は、地上750mm未満に取り付ける場合を示す。  
 3. ※2の角度は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車等に備えられ、かつ、側方灯と兼用となる灯火の場合を示す。  
 4. 「灯火等」欄の○印は、大型特殊自動車(ポルトレーラを除く。)及び小型特殊自動車への適用が除外されていることを示す。



－ 審査事務規程の第34次改正 －

オフセット衝突、かじ取装置の被害軽減規制、特殊自動車の排出ガス規制、最大安定傾斜角度の審査方法について改正しました

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、国土交通省が平成17年12月2日に特殊自動車の排出ガス規制について細目告示の一部を改正したこと、平成17年12月21日にオフセット衝突時の乗員保護基準、再帰反射材の基準、かじ取装置の衝突時の運転者保護性能基準について保安基準及び細目告示の一部を改正したこと、平成17年12月26日から「自動車保有関係手続きのワンストップサービス」が開始されることに伴い、及び最大安定傾斜角度の審査方法を改正するとともに、ワンストップサービスにおいて完成検査終了証の取扱いを定めるため、審査事務規程の一部を改正し、平成17年12月26日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

(1) 衝突時の乗員被害軽減性能関係

① オフセット衝突時の乗員被害軽減性能の新設

乗用車等について、オフセット衝突時の車室の変形による乗員の被害軽減のための性能に係る審査方法を規定した。(4-27、5-27)

② 衝突時におけるかじ取装置の運転者被害軽減性能の一部改正

衝突時におけるかじ取装置の運転者被害軽減性能の基準が車両総重量1.5トン未満の貨物車に適用となることに伴い、審査方法の一部を改正した。(4-13-1-3、4-13-4~7、5-13-1-2)

(2) 灯火装置及び反射材関係

① 再帰反射材の審査方法の新設

夜間の被視認性の向上を図るため、大型自動車等に備えることができる再帰反射材の性能及び取付方法に係る審査方法を規定した。(4-75、5-75)

② 照明部の定義、取付位置の改正

灯火装置の取付方法等の新基準が施行されることから、その審査方法を規定した。(別添9)

(3) 特殊自動車の排出ガス規制関係 (4-50、5-50)

① ガソリン・LPG特殊自動車7モード規制 (平成19年規制)

ガソリン・LPGを燃料とする特殊自動車の排出ガスについて、新規検査及び予備検査における規制値及び適用時期を規定した。

② ディーゼル特殊自動車8モード規制（平成18～20年規制）

軽油を燃料とする特殊自動車の排出ガスについて、新規検査及び予備検査における規制値及び適用時期を規定した。

③ ガソリン・LPG特殊自動車のアイドリング規制

ガソリン・LPGを燃料とする使用過程の特殊自動車のアイドリング時について、規制値及び適用時期を規定した。

④ ディーゼル特殊自動車の無負荷急加速黒煙規制

軽油を燃料とする使用過程の特殊自動車の無負荷急加速黒煙について、原動機の定格出力毎に規制値及び適用時期を規定した。

(4) 最大安定傾斜角度の審査方法の改正

最大安定傾斜角度の審査について、次の内容を規定した。(4-6、5-6)

① 傾斜角度測定機による審査方法

② 計算又は傾斜角度実測書による審査方法

③ その他の審査方法

(5) ワンストップサービスの提示書面

ワンストップサービスにおける完成検査終了証及び排出ガス検査終了証について、その審査方法を規定した。(2-11-2、4-56-1、5-56-1)

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)  
「審査事務規程」 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)

FAX 03-5363-3347

E-mail [gyoumuka@navi.go.jp](mailto:gyoumuka@navi.go.jp)



国自技第212号の3  
平成17年12月21日

社団法人 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部  
技術企画課長



道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示並びに道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示について  
(通知)

標記法令が平成17年12月21日付けで官報に掲載されたので通知いたします。

参考1：官報の写し

参考2：新旧対照表